

1. 平成29年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成29年3月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課
課長補佐

加藤光俊

議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の執務、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

本日は、北濃小学校6年生18名の皆さん方が傍聴においでいただいております。許可いたしておりますので、よろしく願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） それでは日程1、会議録署名議員の指名を行います。

1番 三島一貴君、18番 美谷添生君を指名いたします。

それではここで、郡上市民病院事務局長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市民病院事務局長 尾藤康春君。

○郡上市民病院事務局長（尾藤康春君） 失礼いたします。

昨日の1番 三島議員の一般質問の回答の中で、妊婦健診の受診時に当院での対応が難しいと判断した場合、県総合医療センターや大学病院に紹介しておりますが、その紹介件数を、昨日は平成28年4月から現在まで11件で、そのうち紹介先での出産は6件、当院での出産は5件と申し上げましたが、正確には紹介先での出産は7件、当院での出産は4件が正しい件数ですので、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いをいたします。

◇ 山 川 直 保 君

○議長（渡辺友三君） それでは、5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） おはようございます。一般質問も中日となりましたけれども、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

きょうは3点の質問を用意してまいりました。

1つ目は有効求人倍率について、2点目は産業振興支援センターについて、3点目は市道、林道、農道にかかる橋梁の修繕について、以下質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、季節のほうも春めいてまいりました。3月も半ばを過ぎまして、4月になりますと本この郡上市を旅立っていく生徒の皆様方も、それぞれの大学とか、そしてまた就職とかにつかれることで、大変慌ただしい日々を過ごしておいでと思います。

そうした中、関係いたします就職先、現在の有効求人倍率、そのようなことに関しまして質問させていただきます。

さて、この有効求人倍率、そして高校生、大学生の就職率といったものは非常に経済には左右されるところがございます。かつて就職氷河期と言われた時代。これはバブル崩壊後の1993年から2005年くらいを申しますけれども、そのときの特に2003年度の大学生の就職率は何と55.1%、ほぼ半数の方しか就職ができないような状況でございました。

また、その後のリーマンショックでございますけれども、2010年から2013年ほどにかけて、そうした就職の氷河期がございました。このときの大学生の就職率は60.8%、またこれまた低い数値を指しております。本市はその2010年のときの有効求人倍率というものは0.46ということで、100名の方が就職したいと願っているにもかかわらず、64人しか就職先がないといったような状況があったのであります。

そこで、まずお聞きいたします。

本市の各年度ごとの計画に有効求人倍率の数値目標は具体的に上げられておるかどうかを確認のためお聞きいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、お答え申し上げます。

有効求人倍率は企業などの求人の数、求人数割ることの求職者、仕事を求める人の数で割りまして求める倍率でありまして、景気などの一つの指標として使われるところでありまして。例えて言いますと、企業が100人欲しいけれども、働きたい人が50人しかいなければ、100割る50で倍率は2.0、逆に企業が100人欲しくて働きたい人が200人いれば0.5となるとそんなような、わかりやすい数字で言いますとそんなことになります。

一般的に申し上げると、景気がよくなりますと企業の仕事量がふえ、求人数も上がる、ふえる。つまり、先ほどの割り算の分子が大きくなって倍率が上がると言われてきましたけれども、現在の

日本の状況といいますのは、少子・高齢化、そして人口減少によりまして、いわゆる労働者人口が減ってきた。そういうことによりまして、割り算でいうと分母が小さくなる。そういったことで倍率が上がるという現象もあるというふうに考えられます。

このように求人倍率といいますのは確かに重要な指標ではありますがけれども、いわゆるいろいろな要素で上下する。そして、行政が打ち出す政策でなかなか変えられない。そういったところもございまして、市のさまざまな計画の目標値としてはなかなか設定しにくいと、そのように考えてございます。

ちなみに参考までに、ハローワークさんの御見解というものも聞いてみましたけれども、ハローワークの各事業につきましても求人倍率は目安であり、参考にはしているけれども、やはりあちらとしましても目標値としてという捉え方はしていないという御回答でしたので、申し添えて御回答でございます。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 今の答弁の中で、ポイントといたしましては、その数値目標が設定しにくいという言葉が入ってまいりましたけれども、私はこの有効求人倍率の設定というものは雇用対策やその成果の判断をするときには当然必要なものと考えております。

この事業評価というものは行政でもやっておりますけれども、この数値目標がないもの、数値目標が設定できないものの評価と、もう一つはしっかりと数値目標ができるもの、この2つに分けられると私は思います。ですから、このことに関しましては数値目標は必ずできるものということを思っております。

この有効求人倍率の数値をしっかりと定めることによって、本市が一生懸命になって各農林水産、建設、商工に至るまで産業振興の施策をたくさん打っております。また、Iターン、Uターン、そして空き家対策、そして相談事業、また情報の発信等々、いろんな事業をやっております中で、こうした事業評価というものが数値にあらわれてこない、その判定のしようがないと私は思っております。

全国の自治体見てみますと、この数値目標をしっかりと挙げられて、そしてその事業がどうだったかということもしっかりと判定してみえるところも多くあると思います。

ちょっと市長にお伺いしたいわけですが、この数値目標を本市のいろんな計画に挙げられる用意はあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 商工観光部長が申しあげましたように、この有効求人倍率というのは郡上市の雇用の状況、需給の状況がどうかということに対しては非常に重要な指標だというふうに私は思っております。そういう意味で、余りにも当然のことであって、これは求職、職を求める人からすればいろんな選択という幅がありますから1を上回っているほうが好ましいと思いますし、それから求人、人を求める企業の側からすれば逆に仕事に対してその仕事を求めてくる人が多い中から適切な人材を選べると、こういう双方、見方によってはこの1を境にしてどっちが望ましいかという議論はあると思いますけれども、いずれにしろそういうことをすると1を大きく、どちらにも乖離をしない。これがまた年間を通じてもそういう状態であることが望ましいということはどういうまでもないことであります。

そういう意味で、これまで非常に行政計画の中ではこれだけのインプットをしてこれだけのアウトプットが出てくるというその因果関係というものはなかなか行政ではオペレーショナルにつかめるものではありませんので、そうしたものをあえて行政指標として郡上市の場合に掲げてこなかったという側面はありますけれども、当然1を大きく乖離をしないようにと、そうして、それが年間を通じてそういう数字であるようにということについては望ましい姿はそういうことでありますので、掲げるまでもないことでありますが、我々も常に行政としてはこの指標を注意をしながら見守り、おおむねそういうところで推移をするような雇用環境、あるいは労働力の需給の環境をつくることが望ましいというふうに考えております。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 答弁ありがとうございました。

意見として申し上げておきますけれども、私、このバブルの崩壊とか、そしてリーマンとか、外的要因が本市だけじゃない。そういったものの要因のときは、これは仕方ないということは理解します。しかしながら、郡上市はこの高速、東海北陸自動車道もしっかり通った、まだ、濃飛横断はできてませんけれども、そうしたインフラ整備。あと、道路、そして農地、あと観光施設等々、大方こうして整ったところでこの指標が落ちるようなことあるとするならば、行政の政策的の要因というものが必ずあると思うわけですし、その責任逃れするわけじゃなく、やはりこれの指標というものはある程度持たれたほうが良いということを意見として申し上げます。

2点目、お伺いたします。

市長は、施政方針演説で述べられました中で、本市のこの数年の有効求人倍率が1を超えたということを申されました。それに関しまして、労働力不足の傾向も示されたところでございますけれども、厚生労働省の岐阜労働局の最新のこし1月期の有効求人倍率の発表を見てみますと、何と平成28年につきましては有効求人倍率の公表値は県下の10地区で最下位から2番目でございます。

また、パートを除く正社員雇用につきましては、有効求人倍率では10地区中10番、最下位という数字を示しております。特に申し上げたいのは、28年の1月から12月期におけます求人倍率では、この12月間のうちの5カ月間が1ポイントを下回っておるという状態で、そのような市は本市だけあります。

このことについて市長から答弁をいただきたいと思います。所感を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ちょっとパネルを使って御説明をしたいと思いますが、今、山川議員が御指摘になりました有効求人倍率でありますけれども、確かに御指摘のようにこの28年度の状況を見ましても、特に郡上市の場合は非常に季節的な雇用需要というものがございまして、そういう月を見ますと1を下回っていると、こういうこととございまして。それで、こういうスキーシーズンとかこういう時期になりますと、いわゆるパートも含めて1を上回ってくると、こういう数値でございまして。

特に御指摘になったハローワークが公的に示しております求人倍率というのは、それぞれのハローワークの所管のところ内の企業が、その企業にどれだけ求人をしているか、そしてまた求職者数もあるかということで、それぞれハローワークごとの受理件数でその倍率を計算しているというものでございまして。

しかしながら郡上市の場合に、郡上市に働き場所があるけれども、そのハローワークを通じて求人をされる企業は岐阜にあたり多治見にあたりとかという形で、要するに、ただし働き場所は郡上のどこそこで何人欲しいという求人をされるわけですが、そういう意味のもう一つ就業地別の求人倍率というものがございまして。それを今回とってみましたら、御指摘のように郡上市の下の赤線がいわゆるハローワーク別の受理地別で見た求人倍率でございまして。これを見ますと、御指摘のように4月から8月ぐらいまでのいわゆる雪のないグリーンシーズンと言われる時期に1を割り込んでおり、そしてそろそろ冬のしたくをしなきゃいかんと、求人もしなきゃいけないというような時期になって急激に上がってくると。これの恐らく繰り返すという季節性を持っているというふうに思います。

しかし一方、本社等がこの八幡のハローワークでなくて、岐阜のほうのハローワークに一括して求人をされておって、実は働き場所は郡上にあるという就業地別の求人倍率というものを見てみますと、例えば28年度は郡上市は4月から辛うじて1は上回っているということで、実質、郡上で働きたいという方にとっては、いわば働き口は1を上回っていると、年間を通じて1を上回っているという状態があると。このことはやはり一つ押さえておく必要はあるだろうというふうに思います。

ただ、今お話がございましたように、この就業地別の有効求人倍率というものを1年間を通じて

というか、パートタイマーでなくて正社員の方をどれだけ企業が求めているかということと、その全体の全てのパートも含んだ有効求人倍率というふうに見た場合に、非常に郡上市として特徴的なのは、この年間を通じてとか、要するに正社員、パートではない方を求めている倍率はやはり弱いと言わなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、やはりこれは郡上市の産業構造とかいろんなものの一つの結果でありますけれども、安定した仕事場を求めたいという市民の立場から立てば、郡上市の中にこうした一定の産業構造と、今後改善していかなければならない産業構造というものがあるということは十分認識をしたいというふうに思っています。

そしてまた、もう少し付言をいたしますと、この倍率というのはあくまでも分子と分母の率でありますから、その月間を通じて実際の求職の実数がどういうふうに推移をしているとか、あるいは求人にしても産業構造別に見て製造業が欲しいのか、あるいはサービス業が欲しいのかとか、そういうやはり産業構造としても見ていかなければいけないと。働く場にとってもやはりずっと正社員として、パートでなくて働き口を求めているのか、あるいはある時期は別の仕事があって働き口をパートとして求めているのかとか、中身を十分、単に倍率の議論だけでなく精査をしながら雇用施策というものを考えていく必要があるというふうに思っています。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 答弁ありがとうございます。

私もその地域別の有効求人倍率、そして公表値はもちろん乖離があることはわかっております。そしてまた、ハローワーク等に届けなくて個人的に募集されている方ももちろんありますから、その倍率というものは上がるということはわかっております。しかしながら、地域別に見まして1ポイント以上上回ったとしても、1.1幾つとか1.2とか低い数字でございます。ということは、今、市長が申されたように、製造業とか商業、サービス業において、職種が選べないような状態なんですね。実際1.1とか1.2であっても。ですから、そこの弱いところの産業にてこ入れをするべき政策を打つということがいかに必要かということが一番考えます。

特に夏の時期はおどりとかで人、すごくにぎわいがあるように感じますけれども、実際の求人は少ないことは冬よりは定かでございますが、そこのところへ集中して市が投資していくという施策をもっとめり張りを持っていくべきじゃないかなということは思っております。

そして、一番一つの問題は、郡上市はパート、アルバイトの率が多いということです。でも、これを安定した産業構造に変えていくために、そうした工場とか年間雇用のところに力を幾ら入れようが、この郡上の宿命として、この産業構造は近々に大きく変えることはできないんですね。じゃ、どうするかということで、正社員以外のパート、アルバイトの方々の給与を上げていくということ

を考えなきゃいけない。それをどうやって上げるかといいましたら、この有効求人倍率を上げていく政策を打たない限り、求人がたくさん欲しがらない限り、企業同士競争しないから給料が上がらないんですね。

ですから、こうした有効求人倍率を指標でも上げていくということがパート、アルバイトの給料向上にもつながるという原則になるんじゃないかなということを思っておりますので、これ今、3項目めまで今大体お答えいただきましたのでいいと思うんですけども、3項目めは削除いたしますが、やはりこのために、今、郡上市の施策として産業振興支援センターを建設していくということで、市民は非常にそれを注目しております。そのことによって、もっともっと産業がもっともっと伸びるんじゃないか。もっともっと就職先がふえるんじゃないかというふうに期待がありますから、こういった指標をしっかりと定めて、市民にわかりやすい、客観的なこうした政策というものを打ち出していきたいなということを思って、意見にかえさせていただきます。

それから、2つ目の質問に移りますけれども、今申し上げましたこの産業振興支援センターについてであります。

この支援センター設立に向けました市民の期待は大変大なるものがございまして、そして郡上市もこの6月末に多分着工に入ると思いますが、多額の費用をかけてこのセンターをつくり上げようとしております。しっかりと実益を上げなければならないというふうに本市は責任を自負されているとは思いますが、ここで重要なことは、センター長を含む職員のクオリティがこの機能を左右すると言ってしまうんじゃないかということを思っております。

特にセンター長職につきましては、この職責は市内外の産業にもしっかりと精通して、経営者的感覚をしっかりとあわせ持って、この内外の方にも人脈もたくさん持ってみえる。そういった方の選任が必要だと思っております。特に中には商工会、これ任意団体でございまして、それと商工観光部、ほかの団体も入ります。そうしたところへも総合的にコントロールがいく重要なポイントのポジションであるということでもあります。

昨日の12番議員からの答弁では、市長からの答弁の中は、議事録はできておりませんが、例えば郡上をよく知っている方がいいとか、そしてまたは公募という発言もされております。私は公募という言葉は非常にはやったことがありまして、会社のトップを公募によって決めるとか、例えば市区町村の区長を公募によってとか、そうしたこともございまして、しっかりとやっぱ郡上市のトップである市長が見た目でそういう方を判断して、市長の責任のもとで選任されることが私は必要じゃないかということを思っております。

ですから、このポストというのは、その指揮系統に関しましても、例えば郡上市でいうならば理事級以上ですね。そういったような職の方に、本当にこの郡上の産業振興を託すという気持ち、そういった人選のあらわれが、トップがどういう姿勢でおるかということは市民の目にしっかりと

映るんだということを思っておりまして、非常に重要だと思っています。

委員会等の説明では、役所の職員兼務という話も出てまいりました。私は、真っ先にそれはだめだということを申し上げたところでございます。市長がこの人選についてどのような意気込みで方針を立てられておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日、この産業振興支援センターの大まかなミッション、使命であるとか、あるいはその基本的な組織のあり方等についてはお話を申し上げたところでありますけれども、今御指摘がありましたできるだけ郡上を知っておられる方が望むらくはいいという話だとか、ちょっと公募という話をしましたのは、この支援センターの中のいわば実務の責任者であるマネジャーについて申し上げたところでございます。常勤のマネジャーについてです。このマネジャーの人選も大変大事なことでありまして、これについてもいろいろこの支援センターを組織する関係団体の皆さんの御意見も聞いて、そして適材を得ていきたいと思っておりますけれども、今御指摘のあった産業振興支援センターのいわばセンター長とか、いわゆる副センター長といいますか、そうしたいわばこの産業振興支援センターが何をすべきか、どのようにすべきかというようなことについての司令塔とも言えるような人材については全く山川議員の御指摘のように、経済についてももちろん御自身でも例えば実際に経営をやっておられるとか、あるいは経済全般についての識見があるとか、あるいはまたこの郡上の産業界のことについて、経済界のことについてよく御存じであるというような方が私も望ましいと。そしてかつリーダーシップがあり、人間関係もよく、というようななかなか注文をすることはたくさんあるわけでありまして、そうした適材が得られればというふうに思っておりまして、これについては産業振興支援センターを構成する各団体の御意見等もお伺いしながら、しかるべき適切な人材をお願いをしたいというふうに思っております。

なかなか社会において、こうした職責を果たしていただけるという方はなかなか、そんなに数はないと思いますし、そうした方々はまた御自身の仕事も忙しいとかいろんなこともあると思いますので、なかなか難しいと思っておりますけれども、今、御指摘があったようなことを十分心得て皆さんと相談をしてみたい、できるだけ早い時期にそうした方をお願いする形でいきたいというふうに思います。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 私の意図するところの答弁いただきまして大変ありがたく思っておりますけれども、一つだけ申し添えておきます。

このセンター長なる方は、郡上市内の企業、企業のトップの方々にも信頼されるような、例えば

理解を得られるような、よしと、各企業が思えるような、そうしたリーダーシップを発揮される方、その方を特別職と申しませんが、副市長並みくらいの権限を持った、そのぐらいの意気込みで郡上市はあの館に魂を吹き込んでいただきたいということを思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後の質問に移ります。

市道、林道、農道にかかる橋梁の修繕についてをお伺いしたいと思います。

今議会の始まりの全員協議会に提出されました公共施設等総合管理計画（案）についてでございますけれども、このことにつきましては、今後、全国全ての自治体が抱える道路施設を含む公共施設の老朽化の対策、そのことについての計画であります。

このことにつきましては、大変財政出動もかかわることで、特にこうした地方にとっては大変厳しいものがあるかなということを思っております。人口が減少する中、こうしてインフラ整備、特に橋、道路につきましては、もうつくってしまったものでございます。この橋はもう要らんとか、人が住んで要らんとかというものではございませんので、それをしっかりと郡上市は計画的に行っていく必要があります。

その計画（案）の中の中身を見てもと、特にこの公共施設の中でも橋梁について、このことにつきましては長寿命化の修繕計画の再構築をするというふうの方針が挙げられたところでございます。

その再構築についてどのような方針を持たれておるか、建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） お答えします。

現在の郡上市橋梁長寿命化修繕計画は、平成26年の7月の道路法の施行規則の一部改正によりまして、橋長2メートル以上の橋梁の5年に1回の点検が義務づけられた以前において、平成20年度から25年度にかけて行った点検の橋長15メートル以上の255橋における修繕計画ということで、平成25年度に策定が完了したものであります。

当時、この修繕計画を策定するに当たりまして、その修繕を実施する順番を決めるために、点検結果による健全度の判定だけではなく、橋梁が果たしている機能や路線の重要度を総合的に判断してその優先順位を決定しております。その優先する路線の重要度としまして、1つ目としまして緊急輸送道路に指定している路線。それから2つ目に緊急輸送道路をまたぐ、または鉄道をまたぐ路線。これは跨道橋とか跨線橋について、橋からのコンクリートの剝離等が落下して第三者に甚大な被害を及ぼすおそれがあるため、その重要度は高いものであります。そして3つ目にこの1級・2級市道及び緊急輸送道路に接続する路線。それから4つ目にバス路線とか比較的交通量の多い路線のことを加味しまして優先順位が高いものと位置づけしております。

また、点検結果の判定とは別に、積極的に改良を実施する橋梁としましては耐震補強が挙げられるわけでございます。耐震補強を実施する基準としましては、御存じのとおり平成7年の1月の阪神・淡路大震災で多くの橋梁が倒壊し、このときに平成8年の道路橋示方書以前の基準で設計された橋梁として、その優先順位は緊急輸送道路内の橋長15メートル以上を最優先としております。平成26年の7月より、この橋長2メートル以上の市道橋898橋あるわけですが、これは5年に1回の法定点検の対象になったことによりまして、平成25年度に策定した現在の橋梁長寿命化修繕計画を898橋全ての点検結果と、その橋梁が存在する路線の重要度等を再度総合的に判断しまして橋梁長寿命化修繕計画を再構築するという必要性があると考えております。

そこで、この橋梁点検によって橋の健全度は4段階に分かれるわけですが、まず判定Ⅰは健全な橋梁であること。Ⅱが予防保全段階の橋、いわゆる経過観察の橋ということです。Ⅲは早期に措置すべき橋。Ⅳが緊急に措置を要するという橋であります。特にⅢとⅣ、この橋梁については早期に修繕工事を完了するため優先する必要がある、修繕計画を立てるべきと考えております。

また、林道橋とか農道橋につきましては、法で定める点検義務はないんですが、林野庁、それから農林水産省の平成26年の8月の通達では各省庁ともにインフラ長寿命化に係る修繕計画の策定を、林道橋につきましては橋長4メートル以上、それから農道橋では橋長15メートル以上の橋梁について、道路橋の点検要領に準拠した点検を実施し、32年までに完了するように指導がされているところでございます。

郡上市においては通達の対象となる橋梁、林道につきましては359橋あります。現在、点検を進めておりますが、農道橋では15橋あります。28年度に林道橋については127橋、農道橋の5橋が点検済みと今上がっておる状態でございます。それで、29年以降も計画的に点検を実施するとともに、通達に定められた平成32年までに修繕計画の策定を完了する予定であります。その中でも、先ほど言いました判定がⅢとⅣの橋梁については優先度が高いものとして早期に修繕工事を完了する計画としたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 理解はできましたが、特に橋梁についてでございますけれども、この点検済み、32年度までに点検済みしていくんですけども、それを市単でも、財源のことありますけれども、何しろ早急に前倒してでも私はやる必要があるということを特に感じております。

それは、国土交通省の社会資本整備審議会の道路分科会におきましていろいろ答申が出されております。その中で、この老朽化した対策に対する提言の一つといたしまして、道路及び橋梁、トンネルの多くは本当に老朽化しておると。その危機のレベルは本当に危険水域に達しておるといことが言われております。ですから、特に橋梁におきましては一つの事故が起きれば人身事故につな

がるということが非常に大きいということを思っております。

私は財源のことで申し上げたいのは、それを今計画に従って、ずっと計画に従っていきます。それよりも年度が重なることによって、本来なら早く直しておけば公費がかからなかったものが、1年、2年、3年、4年経過するごとにその公費というものがかさむということも指摘をされております。

ですから、将来にツケを残さないためにも、一気にとといいますか、計画をしっかりと練って一気にそのものを済ましていく。そして、あとはもうソフトランディングと申しますか事業費が減っていくと。ですから、今早くやるか遅く計画を立ててやるかによっては、財源が10年スパン、15年スパンのうちには随分変わるといことです。ですから、これは本当に財政の計画にも非常に関係することですから計画は立てにくいと見ますが、このあたりをしっかりと構築、この橋梁の計画をするときに、もう一回考慮され、再考されたいということを思っています。

グラフがああ計画の中にもありましたね。その中で建物なのか、道の舗装なのかありますけれども、特に橋ということを申し上げたいと思います。

このことにつきまして、建設部長の見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） お答えいたします。

橋梁の修繕につきましては、先ほど述べましたとおり道路橋が法定点検になる以前から修繕を進めておりますけれども、現在の状況ですが、これまでの修繕計画に基づく実績につきましては、平成27年度までに橋長15メートル以上の橋梁で24橋が完了しております。28年度に新たに4橋完了し、3橋に着手したところであります。法定点検とされた平成26年度以降の点検実績につきましては、28年度末においては898橋中480橋が完了しており、進捗率は約53%であります。また、点検の結果、判定Ⅲ、先ほど申しましたが早期に措置を講じる状態と判断された橋です。これは平成28年度末において33橋があり、点検が完了した橋梁の約7%であります。そしてまた判定Ⅳ、緊急に措置を講ずる状態とされた橋梁は現在においてはありません。

そして、平成27年度末時点において、この法定点検の判定がⅢの橋梁が22橋あります。その修繕工事を平成28年度で4橋着手して、また平成29年度予算において6橋着手する予定であります。事業化のこの進捗率は約45%であります。

修繕工事の実施に当たっては、基本的には補助事業であります社会資本整備総合交付金の内示を受け実施するものでありますけれども、1橋当たりの修繕等にかかる費用は修繕箇所、またその内容、橋の長さ等によって大きくなりますが、平成22年度から27年度までの実績と、28年度の見込み額、そして29年度の計画も合わせますと33橋の修繕等で総事業費が8億4,000万円を超えています。平成26年度から開始したこの5年に1回の法定点検が一巡をする平成30年度までには、今後さらに

判定Ⅲが、または判定Ⅳと判断される橋梁がふえると予想されるわけですが、基本的には国の社会資本整備総合交付金の枠を最大限に活用しまして修繕等を実施していきたいと思いますが、しかし、国のこの内示額を超えた市単独事業による施行についても、修繕箇所の重要性から早期に健全を確保する必要があると判断された場合には、他の各種の事業とのバランス、また先ほど申されました財政的な負担も考慮しながら検討していきたいということですが、平成29年度の予算において市の単独の修繕工事を実施する橋梁としまして八幡町の大乗寺橋と白鳥町の石徹白の朝日添橋、この2橋については単独のほうで早期に施行したいということで、これもあわせて事業のほうは早期にやっていきたいというつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 今、お聞きいたしますと石徹白の朝日添、そして大乗寺橋と、本当に必要なところを市単でも向かうという姿勢、それは本当にありがたいことやなということを思っております。

また、この社会資本整備総合交付金の枠というものもございますし、またその裏負担もございませうけれども、その中での工程といたしまして、やはり橋というものに重きを置くということをお願いいたしながら、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長(渡辺友三君) 続きまして、9番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

9番 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) おはようございます。議長の許可をいただきまして、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

私、今回、監査委員を仰せつかっております、なかなか一般質問もやりにくいということで控えておったんですが、当初ぐらいはやっておこうと思って頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

大まかには2点ですけれども、郡上大橋のかけかえのことと、それから施政方針に係る中からの白山に関する問題を取り上げておきましたので、よろしくお願いいたします。

最初に、郡上大橋のかけかえについてをお伺いしたいと思います。

昭和32年に供用開始になった国道156号線にかかる現在の郡上大橋も大変老朽化しまして、鉄骨部分はさびが出ていますし、また当時には想像もできなかったであろう交通量と、そして大型化がなされて、とてもすれ違うのが難しい場合もありまして、特に大型自動車が対向車で来た場合は手

前で待っているというような状況であります。また、八幡インターから出て南へ出た場合にすぐ郡上大橋ということで、これは郡上の玄関口とでも言うべき、大変外来者にとっては印象の残る場所でもあると思います。

市長はもとより私たち議会や、それから県議さん、もって国や県に一生懸命陳情しておりますけれども、なかなか工事の採択がなされない現状であります。市民の皆様も大変待ち望んではおられますが、長良川鉄道と歩道橋に挟まれて、工事をするとなると大変迂回路も適当なところが見当たらず難儀な工事となるということは誰もが想像のつくところではありますが、しかしながら、やはりいつかはかけかえなければならず、何とか一刻も早く採択していただけないものかと思ひながら質問をいたします。

まず1番目に、今年の11月の終わりから12月にかけて行われた修繕工事は全面通行どめで行われましたけれども、そのときの迂回状況などを把握されていたら、どんな状況であったかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） お答えいたします。

郡上大橋、橋長が113.8メートル、2スパンということで、これが平成28年11月28日から平成28年12月9日にかけての12日間、ここの郡上大橋の補修工事、床版の打ちかえ等ですが、全面的通行どめで実施されました。通行規制中の迂回路としては、国道256号、それから市道中坪小野線、それから一般県道有穂中坪線、寒水八幡線を誘導案内とされました。なお、国道156号の長良川の対岸になる主要地方道大和美並線については特に迂回路としては案内はしてありませんでした。

それで、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所では、通行どめしたときの国道156号及び周辺道路への影響を把握するための交通量調査を実施しておりました。その調査のまとめによりますと、郡上大橋周辺の全体の交通量は、規制前、10月末と規制中の11月末を比較すると、季節の影響があるわけですが約2割の減少がしておりました。この工事をできるだけ交通量の少ない時期を通行規制にしたためという状況でございます。

それで、迂回案内した国道256号等のルートの交通量は、規制前の12時間当たり7,200から8,900台から、規制中の約12時間当たり1万から1万2,000台となり、約2割から5割増加しました。また、迂回案内ルートの通行時間は約10分間増加しました。一方、この迂回の案内のしていない対岸の主要地方道大和美並線は、規制前が約12時間当たり640台から、規制中は12時間当たり2,300台ということで約3.5倍になりました。

渋滞に対する苦情につきましては特にありませんでしたが、誘導案内を求める意見が数件寄せられました。それで、また県郡上土木事務所等とも連携し、迂回案内していない主要地方道大和美並

線には片側通行規制の信号機を臨時に設置するなど対応していただきました。

以上を踏まえ、今回のこの通行どめは期間が短かったと。12日間ということでしたが、郡上市においては大きな混乱や影響は見受けられなかったというふうに考えておりますが、しかし、今後の郡上大橋のかけかえに係る通行どめについては期間が長期間になるということも予想されますので、影響等についてさらに慎重に調査、検討し、できる限りの対策を講ずる必要があるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) ありがとうございます。

次に、このかけかえ工事が採択されやすいように陳情も今までしてきたわけですが、市として何かされやすいようにするには何かいい方法がないか。あるいはされた場合、どういうふうに見える問題点を消去していくのですか、そういう対策というのはあったらお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(渡辺友三君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) お答えいたします。

国道156号の郡上大橋のかけかえ工事は、もちろん国が実施する事業で、岐阜県の負担金も発生します。したがって、必然的に事業の採択に当たりましては国土交通省等への要望することということになります。市としましても、この国土交通省中部地方整備局、また同岐阜国道事務所を初めとしまして岐阜県選出の国会議員や、また岐阜県の県土整備部等への要望活動を毎年実施しているわけでございます。

あわせて、濃飛横断自動車道と良八幡ルート・直轄国道156号郡上大橋架替事業等早期事業化促進協議会と、ちょっと名前が長いわけですがこれを平成26年度に立ち上げまして、個別の要望も実施しております。

また、近年の動向としまして、国土交通省が道路等の社会資本の整備事業を実施するに当たっては、公共投資の事業自体による生産、雇用、消費等の経済活動が派生的に創出されまして、短期的に経済全体を拡大させるフロー効果と言われるんですが、これをより整備された社会資本が機能することによって整備直後から継続的に中長期にわたり得られた効果や安全・安心効果、生活の質の向上効果、それから生産性の向上効果といったストック効果が求められているわけでございます。

それで、郡上大橋はこの郡上八幡町の市外地区と東海北陸自動車道の八幡インターを結ぶ交通ネットワーク上の要所でありまして、この郡上大橋のかけかえにより周辺地域からのアクセス性が向上するため、地域全体の交通ネットワークの特に強化が期待されるというものでございます。

それで、郡上の南北に長い市にとりましては、この国道156号は重要な南北軸の交通ネットワー

クの一つであり、岐阜県の県土1700km骨格幹線ネットワーク構想というものがありますが、これにおいても南北軸を形成する主要骨格幹線道路の一つと位置づけられております。

したがって、この郡上大橋のかけかえは郡上市において近年増加するインバウンド効果を含めた観光客の増大の効果と、天空の郡上八幡城やウインターリゾートなどの観光資源を活用した周辺地との連携強化によりまして、この観光範囲の広域化や多様化が期待されます。

それで、さらには郡上本染や郡上鶏ちゃんなどを加えた世界遺産となった清流長良川のアユなどの地域の特産品等の物流ネットワークが強化されることによりまして、市場の拡大や品質の向上が期待されるわけですが、こういったストック効果を国等へ強力に訴え、事業を採択いただくために、建設部だけでなく、商工観光部やこういう農林水産部といった市役所の関係部署のみならず、観光連盟、それから商工会といったような市内の官民の枠を超えた活動が必要と考えております。その点につきましても市議会の皆様の格別の御支援を強くお願いしたいと思います。

また、工事に係る通行規制につきましては、通行どめの期間が先ほど申しましたが長くなるということで、片側交互通行で実施できるような方法等も比較検討していただきながら、工事の施工の際には地域の影響ができるだけ少ないような対策もお願いすることも非常に重要なことと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(9番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

今の答弁の中にもありましたけれども、今年の工事というのは観光の時期というのは外しておまして、交通量の少ない時期を狙われたということではよかったんですけども、本工事に入るとかなり時間がかかると思うんですが、その中で予想で結構ですけども、もし工事かかるとしたらどのくらいかかるんであろうかと。

それからもう一つは、八幡町の道路の形というのは外来から来た人には結構わかりにくいところがあるんですね。沿線に沿って並行に迂回路が選べればいいんですけども、なかなかそれが無いということで、もしそうなるとしたら道路標識なんかは結構、今はナビがあるとはいうものの、逆にナビがあったおかげでこの間は今の話の中になかったんですけども、尾崎の狭い道でぼったり知らないもん同士が突き合わせた。そしたら、バックしようと思ったら、お互い後ろについてまっとなかなかバックできなかったということがあつたんです。ナビも便利ですけれども、よし悪しなんですね。その中で、もしできるとしたらわかりやすいような標識を数多くつけていただけるような勘考ができないかということを思いますので、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 先ほど工法等ということを行いました、工法等の中には仮設をどの

ようにやるかということが一番の課題だと思います。これはやっぱり事業主体である国交省のほうと協議をしていただく中で、協議をしていただくことにはなりますが、やはり市も入って混乱のないようなことで進めていただきたいと思います。

それから、交通案内につきましては、今回もそうなのですが、事前に国交省のほうから相談ありまして、看板の位置とかそういうこともいろいろ協議をしてみました。そういう中で事前の協議がやはりあるわけで、混乱のない、長期間に及ぶものについてはそのサポートを十分にしていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、今後も国交省のほうと協議をしながら進めていくということでもよろしくお願いいたします。

(9 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9 番（兼山悌孝君） 前回の工事のときは、昭和29年からで、供用開始が32年ということで3年以上かかったということなんですけど、今回もしやるとしたらそのぐらいはやっぱり覚悟しなきゃいけないということでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 郡上市が事業主体ではありませんので、予算のこともありますし、どういう状況になるかもわかりませんが、一般的な市が工事をやるとすれば、やはり橋台の材齢といたしますか養生の関係もございますし、スパン、つまり真ん中に橋脚を打つのか、1 スパンで飛ぶかとかいろいろありますが、やはり1年ではできないというふうには思います。やっぱりそれなりに長期間に及ぶと。それは先ほど言いましたが、工法による、施工によるということで、そこら辺が技術的な部分ありますが、かかるというふうには思っております。これは国交省さんがどういう判断されるかわかりませんが、私個人としてはそういうふうには思っております。

(9 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

工事そのものは確かに市が主体で行われるわけではございませんのですが、やはり長期にわたる工事ということになりますと、実際に郡上の中で行われる工事でございますので、できる限りのことを想定しながら対策を打っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

白山の開山1300年についてということですが、今議会の冒頭に市長の施政方針をお聞きし、その中の白山開山1300年のくだりに、白山の自然と信仰が育んだ白山文化を次の世代へとつなげる機会とするということがありました。これは、これよりさきに行った予算審議の中で、先輩議員が原稿もない中で丁寧に長々とやっていただきまして、私の意図するところは同じようなことでござい

すので、また質問するのもなんですけれども、いじけることなく一般質問としてお聞きしたいと思
いますので、よろしくお願いします。

と思って原稿を書いておりますら本当に長くなりまして、質問より読むほうが長くなるかと思
いますけれども、よろしくお願いします。

私の住む地域では、いみじくも一昨年から地域行事として自分たちの鎮守様としての白山神社の
ことを勉強しようということで、大乘寺の御住職であり、そしてまた郷土史の研究者であられる高
橋先生にお願いして、私たちの神社の中の古くから残っている仏像や、そして棟札、あるいは開設
以来のいろんなものを先生にお聞きしながら勉強しております。また、昨年はルーツをたどる旅と
して福井県の越知山の太谷寺や、それから泰澄大師の故郷である泰澄寺へも行ってまいりました。

子どものころから「妙理白山大権現」という言葉は祭りなんかで聞いて知っておりましたけれど
も、何を意味するかということは考えたこともありませんでしたし、そして誰かに聞いたこともあ
りませんでした。

しかし、先生のお話をお聞きすると大変こういうことにも興味が湧いてまいりまして、またたま
たま私のひいおじいさんがどこかで書き写した「濃北一覽」を私なりに見たんですけれども、昔の
字でなかなか解説は難しかったんですけれどもそれを解説してみたり、あるいはネットなどで自分
でも調べてみたんですが、全く奥が深く、興味はどんどんどんどん深くはまってまいりました。

今では私の住むところは和良のド田舎でありますけれども、白山神社としては早くに創建されて
いて、由緒書きや棟札、あるいは残っているものなどを見ますと、例えば一つに蒙古襲来で知られ
る元寇に対しての国難掃討打尽という建てかえたときの、遷宮したときの棟札が残っています。こ
れは、ここからは解説みたいになるんですけれども、弘安3年（1280年）にその札があるんですけ
れども、文永の役ですね。1274年、第1回目の蒙古の襲来、1276年に鎌倉幕府——時の北条時宗で
すけれども——が高麗征伐を凶っていたと。これが1276年ですけれども。それにまた何回も何回も
元から使いが来るんですね。日本に対して属国になれというような使いが来るとるんですけれども、
これをずっと幕府が断っていたと。中で、第7回、第8回というのは使いを斬首しとるんですね。
成敗しとるんです。その中で、また元が1279年にもう一回、第2回の日本侵攻を凶るとい
う、そんな中で当時の亀山上皇が伊勢神宮に祈願をしたと、そういう歴史背景の中の、うちにある棟札とい
うのは、大変歴史背景としては本当におもしろい興味のあるもんなんです。

また、私のその白山神社には牛王宝印の版木が残っておるんです。今まで牛王宝印なんて聞いた
こともなかったんですけれども、牛王宝印というのは、いわれの中には吾妻鏡の中に源義経が頼朝
に忠誠を誓います。恨みませんという起請文を書いた。あるいは熊野神社の——熊野神社というの
は有名なんですけれども、カラス文字ですね。ヤタガラスを利用したカラス文字なんですけれども、
その牛王宝印の裏に豊臣秀吉が晩年に五大家老である徳川家康たちに秀頼ですか、息子に忠誠を誓

うという起請文を書かせたというようなもんなんですけれども、どこにもあるようなものではないんですね。大変今の熊野とか、それから白山はあるんですが、熱田とか数えるぐらいしかないんです。それが宮代の白山神社から版木が出たということで、高橋先生もどうしてかわからんと。普通にあるもんやないというように、そういう珍しいもんも残っております。

また、郡上一揆でお取り潰しになった金森氏の、同じ金森氏からそれ以前に菊の紋章を宮代の白山神社は使ってもいいよという許可をいただいておりますと、時代の中で宮代の白山神社というのは本当にここに白山神社ありというような背景がかいま見えてきました。

高橋先生の著書の後書きに、白山信仰の影響は時代を超え、地域を超えて、深く、広い文化の底流となっている。また、郡上では白山信仰を知らずして歴史、民俗を語るなかれとありますが、まさにそのとおりかもしれないと思っております。しかしながら先生は、中世文明以降、浄土真宗の展開により表面上消えたように、その実相を探るには容易でないとも述べておられます。

そこで冒頭の話に戻りますが、施政方針にあります白山文化とはどのようなものを指されているのか。また、白山信仰は受け継がれてきたのか。別に施政方針の言葉尻や揚げ足を取るつもりではありませんけれども、ひとつお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま兼山議員からお住まいになっているところの白山神社の由緒にまつわるお話がございました。こちらのほうこそ白山文化というのは何かとお聞きをしたいような、大変造詣の深いお話をお伺いしたんですが、この御質問にお答えをしたいと私も思うんですが、浅学でなかなか要約的なお答えをすることができないんですけど、2つのキーワードをまず基本的には見たいというふうに思っております。

それは、確かに白山文化と言ったわけですから、文化とは何ぞやということが一つはあると思います。これは広辞苑などを引いてみますといろんな意味があるんですけども、昔は文化ですから文徳をもって民を化するというような意味の文化というものもあるし、それから特に世の中に便利なものと、そういう利便をもたらすものというようなことで、そういう使い方としては文化鍋とか文化住宅とか昔よくはやった言い方がありますが、そういうことがありますが、最も学問的には文化というのは人間が自然などに働きかけて、いろいろと自分たちの生活様式、あるいはその内容を形成をしていくそうしたもの、そういうものの成果というふうに言われておまして、それは衣食住を初めいろんな科学技術であるとか、道徳であるとか、それからまさに宗教もその中に入ります。宗教であったり政治であったり、そうしたいろんなもろもろの要素、そういうものが私たちの生活形成の中にそういう要素があるわけですが、そういういわば様式とか内容というようなものを示すと、こう書いてあります。わかったようなわからんような解説かもしれませんが。

そういうことで、白山文化というものを考えたときには、白山の信仰であるとか、あるいは白山というものの、あるいは白山麓の自然というものに囲まれたそういう中で形づくられてきた暮らしであったり、産業であったりというものを総称して白山文化というふうに言っているんだろうというふうに思っております。

この白山文化ということを読むときに、特にその核になるものの一つは白山信仰とか、白山信仰は日本の中の古くから伝わっている山岳信仰というものの一つだというふうに思いますけれども、この山岳信仰というのもまた辞典を引いてみますと、山に超自然的な力を認めて、そしてそこに、あるいはまたそこに霊的な存在といいますか、そういうようなものを認めて、感じて信仰するというようなことであります。

日本では、今回も泰澄大師が開山をされてから1300年と伝えられているということでもありますけれども、もちろん恐らく縄文の昔とか人が住み始めてからやはり1年のうちにもかなり長い間、雪を抱いており、真っ白く見える白山（しらやま）としての白山（はくさん）、そしてまたそれが雪が解けて山麓の長良川ももちろんそうですが、手取川であったり九頭竜川であったり庄川であったり、そうした川に水の恵みをもたらす神様といいますか、水分（みずわけ）と書いて水分神（みくまりのかみ）といいますけれども、そういうようなものをあがめるというそういう信仰というものが形成をされていったのではないかと思います。

したがって、そういうことからすると特に白山信仰というようなものを核にしながらか、あるいは白山のこの自然というものを、そういう環境の中で形づくられてきた私たちの先人からの長い営みとしての暮らしのありようと、それは産業であったり、あるいは暮らしそのものであったりとかいうもの。そうしたものを白山文化というんではないかというふうに私も思っております。

当然、その中には特に山岳信仰、白山信仰にまつわる寺社建築であったり、あるいは仏像であったり、能面であったりというような有形のものもあり、また、きのう議論をされた延年の舞であったり、白山中居神社の五段神楽であったりとか、その他山麓でいろいろと民衆の暮らしの中でつくられてきた石徹白の民謡であったり踊りであったりとか、この前来ていただいた富山のいろんな民謡、踊りであったりとか、そういった民俗芸能といいますかそういうようなものも、もろもろのものが含まれると思います。

白山文化ということは、これは教育委員会のほうにもいろいろ調べてもらったんですが、歴史の教科書や何かに白山文化という中央の出版物ではそういうものは出てこないというんですね。これはいわば平成の初年ごろから白鳥町がむしろ自分たちの地域信仰の一つの核となるコンセプトとして白山文化の里ということで白山文化の里づくりということをして道の駅や白山文化博物館や、あるいは長瀧寺、あるいは長瀧の白山神社、そうしたものにまつわるいろんな宝物を保存をする施策であ

るとか、そのほかもろもろのことをこの白山文化の里づくりという形で、むしろ創造をして形づくってこられたという、私はすばらしい取り組みであったというふうに思います。

そういう意味で、私たちも何かどこか本を見たり何かしたら、白山文化というものはこれですよというふうに郡上市民に与えられるものではなくて、今お話があったようないろんな歴史、文化、歴史とかそういうものを訪ねる中で、あるいは今のいろんな状況というものを見ながら、私たち自身がこれが白山文化だというふうな形で価値を認識し、発見し、形づくって継承をしていくということが大事なのではないかというふうに思っている次第でございます。

そういう意味で、キーとなるコンセプトはある意味ではぼわっとしとったほうがいいと思います。余りこれだと、ここからこれまでが白山文化で、これは違うよというのではなくて、その中には入れ物としては人によってはこれも白山文化だと、これも白山文化だと言ってもいいと思っております。大事なことは、そういう長い歴史の中で、私たちがこれからこの地域に生きる者として価値あるものを創造をしていく、活性化をしていくということではないかというふうに思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、そのような形で白山文化というものを考えていたらいいんじゃないかというふうに思っております。

先ほどいろんなお話ございましたが、私も非常に一つ感銘を受けたことが、この前の、去年の暮れまでやっておりましたNHKの大河ドラマ「真田丸」の中で真田昌幸、草刈正雄さんがやっておられましたが、あの真田昌幸の居館のシーンが映ると必ず後ろのほうに「白山大権現」という掛け軸が掛けてありました。これはあの時代も白山社というものがやはり信州の武将たちにも厚く信奉されて、そしてあの白山大権現に誓ってうそは申しませんというような、あれもやはり起請文とかそういうものはやっぱり白山神社のものも使われたということをよく若宮宮司さんなんかはおっしゃいますけれども、そういう形でやはり全国的にもよく知られた存在である。また、信仰されたものであるというふうに思っております。

また、もちろんよく有名な奥州との交流も、奥州、平泉との交流もありますし、そういう意味で私たちがいま一度、この白山信仰等を中心に、あるいは白山麓を中心に形づくられてきたいろんな暮らしというものを白山文化と捉えて、そしてそれこそ再構築していくことが大切なんではないかというふうに思っております。

それからそういう意味で、今日、白山信仰というものは継承されているのかと、こういう御質問でありますけれども、これも山岳信仰の中で、日本の歴史の中で泰澄大師さんがいわゆる本地垂迹のようなものに基づいて白山の本来の本地は十一面観音であり、神様はこれだとか、そういうようなことから、いわゆる山岳宗教というものができてきて、そしてその中には修験道というようなものも発展をしてきたわけでありましてけれども、それが明治になっていろいろ制度的な変遷もあって、そしてまた戦後、いろんな変遷もあったというふうに聞いておりますけれども、そうした形で

本来の意味の非常に狭い意味の山岳宗教としての修験道であったり、あるいは仏教のかかわりというものも今日いろいろな意味では脈々と伝わってはいるといふふうに思いますが、もう一つ大事なことは、私たちがやはりこうした先ほどから申し上げていますような霊山と言われるような白山、自然の恵み、時にはまた洪水などももたらすわけですけれども、そういう白山というものをやはり素朴な気持ちであがめ、それが今日やはり自然との共生という生き方というものにつながっていくことが大事なんではないかというふうに思っています。

(9番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) ありがとうございます。

私、常々、子どものうちは白山神社といいながら、もともと白山に由来するもんやということさえ知らなかったわけですけれども、和良において、白鳥の長滝、長瀧寺、あるいは石徹白の中居、遠いんですね。白山の山麓に栄えた文化、文明というものに和良というのは影響を受けとらんやろうなと思ったら、調べてみると結構あったんです。例えば長瀧寺と石徹白の中居神社から年交代で宮司が祭礼に来ておったというものもあったんですね。やはり歴史を調べてみると、昔、そんな交流があったんやということで、これは今、白山は遠いでうちら知らんわいなというわけでもない。やっぱりこれは一緒にやっていかないかなというふうに改めて思うわけですけど、もう一つ、私たちの神社から出てきたものが、元治元年(1864年)ですけれども、代官が泰澄大師1100年祭法会に代参したという札が出てきたんですね。1100年祭、生まれたときから勘定したと思うんですけども、明治前にそんな行事に和良のほうからも参加していたということで、これはやはり今も負けてはいかんわいと。宗教的にやるわけにはいけませんので、これは行政が行うものとして、何か広がるものがないかと。

この間の先輩議員の中にも白山って全国にいっぱいあるんですけども、なかなかそれをPRしにくいところがあるという部分があるんですけども、そこで私、一計があるんですけども、現在、どんどんどんどんそれこそ文化振興しまして、スマートフォンが、急に話飛ぶんですけど、スマートフォンが主流になっているんですね。アメリカなんかでは行政にスタッフとして一般人が会員になって、スマホでどここの道が今崩れかけておるぞとか、どこどこにどえらいごみがほかってあるぞとかってそんなような時代になってきたんです。まねすると大変危険なところもあると思うんですけども、私、今の話にひっかけて思うんですけども、例えば郡上市の中に歴史とか名所、それをインプットしておいて、そこへ来てもらってクリックするとポイントが上がる。その名所、史跡なんかは地域から出してもらおう。行政が出すんでなしに。そうすると、地域の人が調べて、そこへ上げると。これからの観光というのは、別に観光地へ行くばかりが、きのうの市長の論語から来る観光ばかりでもなく、これからの観光の中には行かずともできる観光もあるんやないかと

というようなことで、水を向ければ来ていただけるようなことで、スマホを利用したような形ができていいんじゃないかと思うんです。

現在、郡上良良ちゃんというアプリがあるんですけども、その中に何か取り入れてもらえるような観光はできないかと思って、時間ありませんけれども簡単をお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、ただいまの議員の御提案のありましたスマホのアプリの件でございますけれども、開発の時間ですとか費用ということを考えますと、今すぐというわけにはまいたらないとは思いますが、いわゆるご当地アプリといったものが今各地で活用されておることがございます。やっぱりこういうアプリが使える地域であるということ自体が誘客にもつながるといったことがございますので、教育面だけではなく、観光面ともさまざまな方向から研究をしてみたいというふうに思います。

○9番（兼山悌孝君） どうもありがとうございました。一般質問を終了します。

○議長（渡辺友三君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を11時05分と予定いたします。

(午前10時52分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時03分)

◇ 尾村忠雄君

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） それでは、議長さんより許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

もう季節は春分の日がすぐということで、もう春めいてまいりました。そしてまた、きょうは私の母校と申しますか、北濃小学校の6年生の子どもさん18名でしたけれども傍聴に来ていただきました。毎年そうではありますけれども、また行政のこと、また議会のことを勉強して、将来、こういったところがあるということで郡上市のために頑張っていたいただければと思っております。

さて、本議会当初、市長の所信表明と申しますか、来年度に対する思いを述べておられます。私もこの新聞の切り取りをきょう持ってきておりますけれども、3年連続で増額予算、そして就任後最大規模となったということでもあります。また、観光立市郡上を掲げ、観光振興を通じて、定住、

交流、移住を進めるという方針であります。そしてまた、観光振興を進めることで、外部の活力を取り込み、産業や文化の振興につなげていきたいということでもあります。

昨日の議員の質問の中で、市長はこの観光振興について、観光振興というのは市民一人一人が幸せになることだと言っておみえになっておりました。私は、この日置市政2期8年間、根底に温存していた画期的な事業であり、今後、郡上市にとって時流の先駆けとなればと思っております。

そういった前置きはこの辺にしまして、今回の質問は市民の皆さんが一番不安に思っております土砂災害についての防災の考え方、また方策、対応等についてお伺いをいたします。

今、何でこの時期にこういった質問をするかということでもありますけれども、基本的には防災により災害を最小限に食いどめたいということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、昨日、2番議員であります森藤議員のほうからも災害に対する消防関係でありましたけれども質問をされました。重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

さて、異常気象により全国各地で毎年のように土砂災害、河川の増水、それに台風の襲来等、私たちの暮らしに大きな不安と被害を与えています。そうした中、国では平成11年の広島県で発生した大規模な土砂災害をきっかけに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が施行されました。それを受けて県では、岐阜県基礎調査マニュアルを作成し、市においては土砂災害警戒区域等の指定がなされたところであります。

いま一度この土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定に係る基本的な考え方と、その指定に伴うこれまでの市の対応策について、1点目、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） お答えいたします。

この土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、略して土砂災害防止法は、平成13年の4月1日に施行されました。このちょっと説明なんです、以前からあります砂防指定地、それから地すべり防止区域、それから急傾斜地崩壊危険区域は、これ土砂災害の発生源を対象とする土砂災害の助長、誘発を防止するために土砂の掘削とか森林伐採などの行為の禁止、制限、それから対処工事をするための区域を示したものです。

これに対しまして、先ほど言いました土砂災害防止法におけるイエローゾーン、つまり土砂災害警戒区域、それからレッドゾーン、これが土砂災害特別警戒区域といいますけれども、これは土砂災害が発生した場合に住民などの生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められるところの警戒避難体制の整備や建物の構造規制などを行う区域を示したものであります。これは基本的な考えでございますが、それでイエローゾーンに指定されますと、不動産取引の際に宅建業者などは

区域に指定されたことを取引の相手方に書面、つまり重要事項証明書をもって説明をしなければならない点や、それから市町村では地域防災計画に土砂災害に関する情報の収集、伝達や予報または警報の発令及び伝達、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めることとなっており、必要な情報をハザードマップなどの印刷物として配布し、住民に周知しなければなりません。

それでもう一点、レッドゾーンに指定されますと、これが居室を有する建築物の新築、増改築を行う際にはその構造が規制されます。建築確認申請が必要となるわけでございます。また、住宅宅地分譲などの自己所有以外の住宅並びに社会福祉施設、幼稚園及び医療施設などの防災上の配慮を要する者が利用する施設の建築のための開発行為は、特定開発行為として知事の許可が必要となり、宅建取引における不動産取引の際には特定開発行為においては県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の公告、売買などの契約の締結は行えず、取引の相手方に対して重要事項の説明を義務づけられるとされております。

この指定に伴いまして、まず郡上市においてはどのようにされてきたかということでございますが、この施行を受けまして、平成16年度から対象地区の調査に入り、平成19年の3月の八幡町の土石流に係る区域指定から始まりまして、各地域における住民説明会などによる周知を行い、平成26年の3月までで市内7地域全ての区域の指定が一応完了しました。

それで、指定に当たっては県と協力しまして、この土砂災害防止法に伴う地元説明会や土砂災害特別警戒区域内、レッドゾーンに宅地を有する方への個別通知などを行ってきました。ただし、この指定に係る調査対象区域は、市内全体のエリアではなく、当時の砂防基礎調査や土石流のカルテをもとに特に民家に影響ある箇所を調査した対象地区をもとに設定されておまして、実際にはこのほかにも対象となり得る箇所は存在します。

それで、平成18年度から土砂災害ハザードマップの作成にも着手しまして、24年から26年度にかけてまして全地区の作成を行っております。

それで、28年度現在の指定箇所数でございますが、土石流につきましてはレッドゾーンが352カ所、急傾斜地の崩壊に関するレッドゾーンが1,077カ所、地すべり等はレッドゾーンはありません。合計、市内にはレッドゾーンが1,429カ所ございます。この指定区域はそのまま地震などの影響により地形の条件が変化したり、また新たに砂防堰堤などの土砂災害防止施設が設置された場合などは見直しが行われるわけでございますが、ただ、この対策工事を実施したからといって全てが解除されるわけではなく、地形状況によっては引き続き区域指定が継続されることもありますので、御理解いただきたいと思っております。

ちなみにこの郡上市では26年度で一部見直しが行われまして、3カ所のレッドゾーンの指定解除がなされております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。御答弁いただき。

土砂災害防止法、平成13年4月1日施行ということでもあります。レッドゾーン、イエローゾーン、本当にこういった区域を指定されたということは、やっぱり市民にとりまして安心・安全、また生命、財産を守る意味において大変大切なことであると考えております。

また、土砂災害ハザードマップについても着手していただき、ありがとうございます。

またその反面、土砂災害防止法という法の網がかかることにより、これも安心して暮らす意味においても大切なことだと思いますけれども、また後ほど詳細については質問をいたしますので、お答え願えればと思っております。

次に、郡上市土砂災害ハザードマップについてお伺いをいたします。

ハザードマップについては、ただいま建設部長から御答弁いただいたように、必要な情報を印刷物で市民に周知しなければならないということでもあります。レッドゾーン、イエローゾーンはもちろん、それぞれの避難場所等、市民の皆さんに必要な事項が明記してあります。また、市民の呼びかけとして、一つは「土砂災害に備えて、事前に危険な場所や避難場所、避難経路を把握しておきましょう」、もう一点は「土砂災害警戒情報が出た場合や、大雨が予想される場合には、早めに避難しましょう」という注意喚起もしてあります。これも必要なことだと思っております。こういったハザードマップを頼りに、市民の皆さんは安全かつ正確に行動がとれることだと思っております。

そうした中で、きょう、私持ってきておりますけれども、私の住んでいる白鳥町二日町自治会のハザードマップをきょうお持ちをいたしました。これは2015年5月作成と書いてありますが、レッドゾーン、イエローゾーンの中に一時（いつとき）避難所があるということでもあります。以前にもニュースでやっておりましたけれども、避難所に避難していて、土石流に押し流されたことがあるということでもあります。

こういったことを踏まえ、郡上市内一円の土砂災害ハザードマップが作成され、避難場所等々の周知とともに、妥当性や問題点、課題は確認されているか。また、課題について、その改善策について、2点目、お聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ハザードマップにつきましての必要性と、それからまた活用の重要性を御指摘いただきながら、同時に一時（いつとき）避難所という避難所の御心配を御指摘いただいたわけでもありますけれども、少し避難所のありよう等につきましても御説明をさせていただきますと思います。

この土砂災害ハザードマップにつきましては、いわゆる先ほども出ました土砂災害防止法に基づきまして、県が指定をしました土砂災害警戒区域等を踏まえて、平成24年度から市の全地域におきまして住民参加のワークショップを開催をして、過去の災害の事例や危険箇所、また避難経路等を盛り込んだこのハザードマップを作成して、全戸配布をさせていただいたものであります。また、平成27年度には、災害対策基本法の一部改正に伴う避難所区分の見直しを反映させたハザードマップを再度作成をしまして、各戸配布を行ったものでございます。

それで、御質問にありました避難所の立地条件につきましては、二日町地区に限らず避難場所や避難所として利用されていた施設、場所が存在する地区が、その後に土砂災害防止法に基づく警戒区域指定を受けたと、こういうケースが実際多く存在するわけでございます。これが今の御心配の御指摘の点であります。

それで、現在の災害対策基本法の規定によります指定緊急避難場所につきましては、これは災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、その危険から逃れるために避難する施設や場所、また指定避難場所とは避難した住民が災害の危険性がなくなるまで、必要な間、滞在をしていただく施設、これを指してございます。これは耐震性能を有して、安全な区域に存在することが必要ですが、もしこの警戒区域、イエローゾーンあるいはレッドゾーンに立地する場合には堅牢な構造を有すると、こういった基準が設けられております。

市では、26年度の見直しをもちまして、法に基づいて指定緊急避難場所は223施設、指定避難場所は137施設を指定し、一部指定緊急避難場所と重複をしておるんですけども、そういうことで今運用をしております。

それで、これ以外の避難所を、古くから近くの集会所等があったわけでありまして、そういうものを一時（いつとき）避難所と、こういうことで住民の皆さんが一時的に参集をされまして、安否確認等を行った後に安全な場所に避難するための施設として位置づけて、そして当該施設の立地条件、災害の種類によりまして区分をして、その避難のあり方を判断をしていただきながら、御利用いただくということで、一時（いつとき）避難所につきましては153施設指定しているところでございます。

それで、この一時（いつとき）避難所の153施設の内訳は、いわゆるレッドゾーンのうちにあるものが38施設、イエローゾーンの中にあるものが54施設でございます。浸水想定区域内にあるものは6施設、危険区域外にあるものは55施設と、こういうふうな内訳であります。したがって、レッドゾーン、イエローゾーン内にある施設につきましては、それは状況にもよるわけですけども、今まさに土砂災害のおそれがあると、そういうふうなときにはこれはやはり使っていただくべきではない。これはそのときには使っていただくことが適さないということでございます。

逆に、地震や火災等の災害時には、最寄りの一時（いつとき）避難所が非常に有効であるという

こともあるわけでありますので、そういう災害種別に応じて安全を確認して利用することが極めて重要だということになるわけでございます。

市としましては、災害種別に応じた避難所利用ということのあり方、その判断がしっかりしていただけるように、我々としては取り組んでいく必要があると思っております。

こうした近年の当初の区域指定等から環境が変わってきている中で取り組みでございますので、そういう中での市民の皆様には自身のお住まいの地域の中で、より安全な避難の方法について話し合い、確認をしていただいて、そしていざというときに備えていただくことが重要であろうと思えます。

このハザードマップ自体が地域での話し合いの一つの材料としてお配りをしているということを明記しておりますけど、そういうことで御理解をいただいて、重要な判断に生かしていただきたいと思えます。

避難行動につきましては、状況によってはやっぱり速やかに安全な場所に移動したほうがよい場合や、屋内にとどまるほうが安全な場合など、判断を迫られることがあります。いずれにしましてもいざというときにどういった判断をとるべきか、平常時から十分想定をして訓練等しておいていただくことが重要です。

こうしたことから、市としましては、各自治会や地区会で実施される避難訓練等において、配布済みのこのハザードマップ、これを用いた避難経路及び避難所の確認、また種別に応じた避難所の利用ということにつきまして、助言、指導を十分行っていきたいと思っております。

それから、避難行動要支援者の関係ですけれども、毎年、市からは自治会長さん、あるいは地区会長さん、民生委員、消防団の皆様等にお配りをしております災害時の避難行動要支援者名簿、これも活用していただきまして、避難に際しては支援が必要な方に対して地域ぐるみでのしっかりした応援をしていただきますようお願いをしまいたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございました。

今、理事兼総務部長のほうから説明をいただきました。ややもすると一時（いつとき）避難所とまた指定緊急避難所等々、市民の皆さんは一緒にしておるといっておかしいですけれども、そこら辺のやっぱり周知の問題だと思えますけれども、そこら辺はやっぱりお互いに確認しながらやっていかなければならないなというようなことを思っております。

この一時（いつとき）避難所についても、集会所とかコミュニティセンターとかそういうところが、二日町の場合はなっておりますけれども、そういったところへ避難すれば大丈夫だという気持

ちがややもすると多いのではないかなというようなことを思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

ちなみにそういった集会所等は、それぞれの地区に集会所がありますけれども、そういった災害を予期してできたわけでもなし、そしてまたうちの近くの農村センターというのがあるんですけれども、これは耕地整理のときにできた農村センターなんですけれども、二日町地区は長い地区というようなことで上と下からはかつて大体真ん中辺につくろうかというような、そういった災害を想定したところではないところを避難所、一時（いっとき）避難所ではありますけれどもそういったところにつくっておるというようなことで、なかなかそこら辺の周知を今後やっぱり、市からも来て、いろんな説明を避難訓練のときしていただけるということでもありますので、そこら辺の行政と市民の連携をはかりながら、いい形でそういった有事の際にはそういったことを御理解いただき、安全な場所に避難できるような体制づくりが必要かと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、災害は忘れたころにやってくるという予期せぬときに起きるのが災害であります。きのうも出ておりましたけれども、6年前、3・11、東日本大震災でありますけれども、6年目を迎えたということで、改めて犠牲になられた方々に対して哀悼の意をあらわすとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

このときも、大震災のときも安全であるはずの避難所へ逃げたものの、その施設に津波が襲来してとうとい命が落とされたということでもあります。東日本大震災のときは津波でありましたけれども、郡上市に鑑みますと豪雨災害のときは土石流であり、また特別警戒区域内、一時（いっとき）避難所へ避難しておったときに起こらないとは限らないと思っております。そういったことを周知しながら、このハザードマップ、本当にいいハザードマップでありますので、連携をとりながらよろしくお願いをしたいと思います。

次に、土砂災害特別警戒区域内における住宅の新築、増改築に係る規制及び助成制度についてお伺いをいたします。

これは先ほどの土砂災害防止法の中で触れていただいたことでもあります。全国各地で毎年のようにゲリラ豪雨、また台風等により大規模な土砂災害が発生していますが、特に郡上市は山間地域でもあり、危険箇所が多く、例外ではないと感じております。特にレッドゾーンに住んでいる方々にとっては非常にハードルが高い状況になっております。例えば郡上市産材住宅建設等支援事業についても、区域内に住んでいるということで、またここがレッドゾーンであることから、構造基準を満たしていないということで受け付けもできないし、また確保するためには多額の工事費がかかるという弊害が生じています。

市内には地形的な条件等から山沿いあるいは河川沿いに住宅が存在していますが、その中には特

別区域のエリア内に存在する住宅もあります。これらの住宅が建てかえによる新築あるいは増改築を行おうとした場合には、安全基準を満たすための工事費が必要と聞いておりますが、それに対する行政としての支援策についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 市のほうの支援ということで、この平成29年度から土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業ということで当初予算にも計上しておるわけですが、先ほど言いましたように郡上市内につきましては、この土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づく指定が、レッドゾーンが1,429カ所あるというふうに説明させていただきました。このレッドゾーン内におきまして、住宅の建築などを行う際には一般的な住宅よりも壁や基礎を強化するなどの構造規制が必要になります。このため、レッドゾーン内区域内に居住する方の住宅の建てかえ等を支援することを目的としまして、壁や基礎などの強化の経費の一部を助成する事業というものを創設したわけでございます。

それで、この事業の概要でございますけれども、対象事業はこのレッドゾーン内において一戸建て住宅の新築、増築、改築を行う事業ということになります。それで、事業の対象者は、建てかえ等前、建てかえ等後もこのレッドゾーン内にみずから居住する者であること。それから、対象条件は、建てかえ等が建築基準法施行令第80条の3及び平成13年国土交通省告示第383号に規定する構造方法を用いたものであることとなりますということになるんですが、仮にこの想定される、土砂災害により作用する想定される衝撃等に対して安全な構造なものにするということなんでございますが、こういうものに対して市のほうの補助額等についてですが、補助対象工事費は330万円を限度として補助率は3分の1。したがって、補助額の上限は110万円となります。

この制度は、レッドゾーン内に居住すること自体を推奨するものではなくて、やむを得ずこのレッドゾーン内に住宅を建築する方やレッドゾーン内に住宅を修繕することにより引き続き郡上市内に住み続けることを支援する制度であります。郡上市の定住を促進する事業として御利用いただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

（15番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。このハザードマップのレッドゾーンに居住している市民の皆さんには、明るい日が差し込んできたと思っております。まことにありがとうございます。

レッドゾーン区域内に居住している方々の悲願でもあります。また、これが今年度新たに設けられました三世帯同居の事業にもリンクするかも考えられますので、当事者が公平、平等に助成が受けられるよう対応をよろしくお伺いをいたします。これがまさに東京都の知事ではありませんけ

れども、市民ファーストの考えだと思っております。よろしくお願いをいたします。

次に、郡上市土砂災害ハザードマップに示された土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン、イエローゾーンは土石流が発生しやすい危険度の高い場所にあることから最優先に安全対策を講じる必要があり、特に民家が存在するレッドゾーンには早急な対応が必要であります。また、既にこうして危険な溪流には土砂の流出を防ぐためのたくさんの堰堤が設けられております。しかし残念ながら、ほとんどの堰堤には大量の土砂が堆積して、住民が期待するような土石の流出防止の機能が失われているのが現状であります。

ここで、市長にお伺いをいたします。堰堤の土砂撤去事業のメニューを県へ強く要望していくことはもちろんであります。当面策として市として堰堤、土砂どめの機能を保つため、維持管理の予算が必要であると考えております。さらには、道路に雪が積もれば除雪をすると同じように、堰堤に土砂がたまれば取り除くというような経常的な予算を確保すれば、より円滑に土砂流出の防止策となり、流域住民の要望に応えられると考えます。

郡上市内には危険箇所となる急傾斜地、中小河川等が多く存在し、土砂災害の発生が危惧されているところですが、市民の安心・安全のために、また災害を未然に防ぐための防備に対する方策、また予算措置について市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

ただいまお話がございましたように、この郡上市内のそうした溪流あるいは山等で危ないと思われるようなところにはたくさんの砂防施設、治山施設がつくられておるわけです。この県の砂防施設、治山施設でありますけれども、砂防施設はいわゆる土木事務所の所管施設、それから治山施設は農林事務所の所管施設ということになっております。砂防施設は郡上市内に237カ所、そして治山施設は1,469カ所、合わせて1,706カ所というこうした砂防施設、治山施設がございます。この両方の施設ですけれども、管理の基本的な考え方が土木事務所の所管しております砂防施設は基本的に土砂等がたまった場合はしゅんせつをするということでありまして、また農林事務所の所管しております治山施設は、これは基本的にはしゅんせつを行わないで、その既存の堰堤が土砂等で埋まってしまった場合はさらに上流のほうに堰堤を築いて全体の山地を安定化させるというのが基本だそうでございます。

したがって、原則は治山施設は土砂がたまったからといってしゅんせつは行わないという管理を行っているということでありまして、ただし、放っておくと崩壊等の危険があるというような治山施設については、場合によってはしゅんせつを行うということだそうであります。

ただいま申し上げましたこうした県の砂防施設、治山施設は、非常にたくさん1,706カ所もある

わけでございますが、住民の皆さんも日ごろから自分の身近なところでごらんになっていて、ここはちょっと危ないなと、何とかしてほしいよというような話は私どもの建設部のほうへも来ておりまして、毎年毎年、土木事務所あるいは農林事務所に対する要望という機会に、現在ですとこれらの1,706カ所のうち土木の施設22カ所、それから治山の施設10カ所、計32カ所についてはやはり管理上危ないので、ぜひひとつ早急に予算化して手を打ってほしいという要望、これは毎年毎年やっておるわけでございます。

そういうことで、こうした市のほうの要望を受けていただいて、28年度は4カ所の土砂撤去を行っていただいたところでございます。また、こうした砂防施設とか治山施設以外にいわゆる河川においても土砂等が堆積している場合には、必要に応じてしゅんせつ事業というのを行っていただいておりますし、一級河川あるいは砂防河川においては県で行っていただいておりますし、また普通河川については市で行っているということでございます。

実際の事業の実施状況でありますけれども、平成28年度は郡上土木事務所におきましては、こうした土砂撤去等による緊急土石流の対策事業費ということで約5,400万円措置していただいて、そのうち砂防堰堤の土砂撤去は1,400万円を充てていただいていると。それから、農林事務所におきましても治山施設管理修繕費ということで全体の額が3,400万円。そのうち堰堤とか流路工の土砂撤去に1,240万円を充てていただいているというようなことでございます。

御指摘のこうした砂防施設あるいは治山施設については県の所管でございますので、県のやはり予算でやっていただくということを私ども強力に要望してまいりたいと思います。

しかし、市は何もやってないかといいますとそうではなくて、例えば治山施設の流末である集落環境保全整備事業、こうした治山とかあるいは砂防とかこうしたもので集落の中のやはり環境保全整備事業であるとか、あるいはまた県の補助を受けて市が行う急傾斜地の崩壊対策事業であるとか、市の単独で行う治山対策事業であるとか、もろもろのその他、県の行う事業については一定の公共の急傾斜地崩壊対策事業等については市の負担金を出しているということもございまして、そのほか市の単独として河川の維持補修であるとか改良事業であるとか、自然災害防止事業であるとか、こうしたことに市も取り組んでおります。

大体ここ三、四年の決算あるいは予算を見ても、大体ほぼ1年間に1億4,000万円から1億五、六千万円、市のほうとしてもかけて、こうした災害の防止のための事業を行っているということもございます。こうした中に、特に27年度は冬期の豪雪によって大変たくさん折損木が谷合いへ流れ込みましたので、こうしたことに対する除去事業というようなことでも約1,200万円ほどかけて何カ所も、約60カ所の対策を、折損木の除去等も行ったところがございます。

いろいろ申し上げましたけれども、基本的には県管理の砂防施設、治山施設については、極力県のほうで私どもの要望を受けて早くやっていただくようにということを要望しつつ、市としても全

体の事業の中で資源配分を考えて適切な事業を進めていきたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

ただいま砂防堰堤、治山堰堤につきまして、市長さんのほうからお話をいただきました。御答弁いただきました。けれども、市民の皆さんは砂防堰堤、治山堰堤の御理解というか、やっぱり堰堤に土砂がたまっておれば危ないのでとっていただきたい。そこら辺のところを市民の皆さんもやっぱり周知をしていかなければならないことだと思っておりますので、鋭意努力しながら、お互いに、いろんな話をしながら進めていただければと思っております。

それから、堆積した土砂については、28年度、32カ所で4カ所ですか、取っていただいたということで、ありがとうございます。けれども、まだまだ数字的に少ないような気もいたしますので、鋭意努力をしていただければと思っております。

いずれにしても、県のほうへも要望していただくということでありましたし、また市単の事業でやっていただける部分もあるということでもありますので、これも市民の皆さんが安心・安全で暮らせる郡上市づくりのために、この災害に対する防災といいますかそういったことが必要だと思っておりますので、今後もよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時45分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

○議長（渡辺友三君） ここで、日置市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 一つ訂正をさせていただきたいと思います。

昨日の武藤議員のいわゆる平均寿命と健康寿命の御質問の際に、私、誤って課題とすべきことはできるだけ健康寿命を長くする必要があるということを使うつもりのところ、実際には「短くする」と言ってしまったようでございますので、大変失礼いたしました。できるだけ当然のことながら健康寿命を長くして、皆さんに末永く、できるだけ長く健康で元気でいていただいとというつもりでございましたので、短くするなどとんでもないことございまして、謹んで訂正をさせてい

たきます。よろしくお願いいたします。

◇ 野田勝彦君

○議長（渡辺友三君） それでは、4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、3点にわたって質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、少子化対策のさらなる充実をというテーマであります。もう場所を問わず、時を問わず、少子化問題が大変危機的であるということは衆目の一致するところでございます。ここでは、その危機的なことについては繰り返しません。以下、次のような問題点を提起したいと思います。

昨年この一般質問でも申し上げたんですが、我が国では希望する子どもの数、3人とか4人とか、これに対して途中で断念をしなきゃならない。断念をしてしまうという親さんが大変多いと。4割に達するという話をさせていただきました。もしこれが諦めずに希望するとおりに出産をやっていただき、子育てを頑張っただけならば、少子化は随分緩和されるんじゃないかと思うのであります。その諦めなければならぬ要因、これは大変複雑ですから一概には言えないと思えますけれども、その大きな要因としてよく言われるのが、働き方あるいは働かせ方の問題だとよく言われます。

考えてみますと、私たち人間の生活の中で結婚を含めて、結婚の段階から出産、子育てというのは大体二十から40歳、あるいは中には頑張ってもうちょっと延ばす人もありますけれども、最も人生の中で活力にみなぎり、元気のいいそういう時期に当たると思えます。この時期に、頑張っという表現は余りよくないんですけども、出産、子育てをやっぱりやっただくということを考えますと、その年齢のときの生活の環境はどうかということをやっぱり気にしなきゃならないと思うんです。

御存じのように、今、日本の社会は若者を中心に非正規雇用がどんどんふえております。労働者の約4割ぐらいは非正規だと言われておりますね、今。しかも、この非正規雇用の方は正規に比べて賃金は約半分、平均的に。大変苛酷な状況であります。これはいずれにしても政治的な結果がこういうことを生み出している。非正規雇用を許容してきた。

また一方で、労働時間で見ますと労基法には一定の三六協定という協定があるんですが、これは事実上、青天井とよく言われます。制限がない状態で深夜に及ぶ苛酷な労働というのがまかり通ると。過労死や過労自殺が、きのうもそういえば富山県でそういう報道ありましたよね。そういうことを考えますと、本当に深刻な事態。こんな状態で2人、3人と子どもをふやせるのか。ただでさえ子育てが大変な状況が一方でありながら、一方ではそういう事態ですから、これは大変困難な

事態。

だから、こうやって考えてみますと、私、日本列島をちょっと高い上空から見おろしますと、たくさん日本の労働者が一生懸命働いている。しかし、雇うほうは利潤のこともあります。さまざまな要因の中で大変厳しい労働を強いなければならない。結果的に子どもたちがふえていかない。それを強いたほうは、今度は労働力不足だと言って嘆かなきゃならない。実におかしな、滑稽な現象でもあるような気がします。こういう意味で、この少子化問題というのは私は社会的病理現象ではないかと、そんなふうにも思えるわけです。

それから、もう一つ大変大きな要因は、何といっても子どもが自立するまでには大変大きなお金がかかるということです。これは試算してみなきゃなかなかわからないんですが、1人だけでも大変な大きな負担です。これが2人、3人、ましてや郡上のように進学環境が恵まれないところではその負担は本当に大きなものだと思います。これで少子化を嘆いとる。じゃ、どうすればいいのか。なかなか難しい問題かと思いますが、この地方の一自治体がやらなきゃならんこと、できることは、私は経済的な支援と同時に心情的にも応援をしていく、そういう施策がどうしても必要かと思うのです。

今、市では保育料の軽減や、あるいはがんばれ子育て応援事業、高校生までは率先して医療費の助成を、あるいは就学援助も含めてかなり進んだ施策が行われております。決しておこなっているわけではない。しかし、その支援の対象は、どちらかというところと低所得者を中心とした手当てである。もう一つは、多子ですね。3人以上とか多子の子どもさんに対する支援。またはけがや病気などの医療という限定された子どもさんに対する支援が中心ですから、いわゆるセーフティネットと言われる段階だと思います。

ここでお尋ねしたいことを申し上げます。子育てしやすいまちを標榜している我が郡上市ですから、セーフティネットにとどまっていなくて、それを超えて支援をしていく理念が求められると私は思うのです。すなわち、子どもの支援、子どもの成長に関しては、所得の多い少ないにかかわらず、生まれてきた子どもたちの健やかな成長を市民みんなで支えるというこういう理念が要るような気がするんです。これがやっぱり心情的な応援であり、この応援に基づいてやっぱり市民が子どもたちをみんなで支えるんだという意識を高めていっていただきたいと、こんなふうに思うわけです。ちょっと抽象的なテーマではありますが、この辺のお考えを、基本的な理念について、市長にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、少子化問題にどう対応していくかということは、これは郡上市だけでなく、今、日本の大きな課題だというふうに思っております。

御指摘のように、基本的には若い方々が御自分の命をつなぐ子どもさんとしてお二人は持ちたいとか、あるいは3人持ちたいとかという、あるいは4人、5人という方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう子どもを産み育てる希望の数といたしますか、そういうものはこれはすぐれてお一人お一人の人生あるいは哲学、そういうもの、極めて個人的な分野にもわたるわけでありますけれども、やはりそうしたお望みを持っておられる。それを政府の言い方で言いますと、若い人たちの希望出生率をかなえると、こういうような形で、これが何人産んでくださいとかなんとかという話になると、これはまた産めよふやせよということで国家や地方自治体がそこまで口を出すのかとこうい話になりますから、言い方としては若い方の希望出生率をかなえるということに、できるだけ国や地方自治体もサポートしますよという基本的な考え方で私は対応しているというふうに思います。

郡上市においても御指摘のように子育て日本一と、口幅ったい言い方ですがそういうような目指すところはどこもそうだと思いますけれども、できるだけ子育てしやすいまちをつくっていこうという意気込み、気持ちをあらわしたものだというふうに思います。

そういう中で、子育ての支援というものはやはり御指摘のように、一つは経済的にどうしてもお金がかかるという意味では経済的な支援というものが必要だと思いますし、また一方では非経済的な支援というものもあると思います。子育ての悩みであるとか、発達障害に対するサポートの手を差し伸べるとか、あるいはみんなで子どもさんたちを安全なように地域で見守っていきましょうというようなこと等々、そうした非経済的な支援というものも必要だというふうに思います。そういうものが、やはりみんなで子どもに、子どもはよく社会の宝とか地域の宝と申しますけれども、そうした考え方で子どもさんを育てていくということが大切だと思います。

この前の教育フォーラムでも、道で出会ったおじさん、おばさんはみんな子どもにとっては親だということで「道親になろう」というテーマでお話をしてくださった講師がいらっしゃいましたけれども、そういうようなことではないかと思えます。

そういうことで、経済的あるいは非経済的な支援というものをできる限りのことをするというのがやはり今の少子化対策だというふうに思いますが、その中で経済的な支援というものをどうしていったらいいかということでもあります。このことについては、郡上市でやっていることでも例えば高校生までの実質医療費の無料化というのは別に所得段階に応じてやっているわけではなくて、これはある意味ではその年まで育てられる子どもさんたちの病気というようなことに対して、やはりきちっとサポートしていこうというものであろうかと思えますし、それから例えばこの後出てくるかもしれませんが、例えば保育料というようなものになりますと、これは親御さんの所得段階に応じてというような形で支援をして、保育料もそういう所得段階別に決めておりますし、そういう意味では一種の経済的な、保護者の経済条件を見ながら、そういうと申しわけございませんが、困って

いる方への支援という、今、議員のおっしゃるセーフティネット的な考え方でそこを補っていこうということではないかと思えます。

ただ、お話がございましたように子育て支援というようなことをやっていこうというときに、どういう所得階層の人だからこうするとか、何番目の人だからこうするとかということじゃなしに、もっと大きな社会全体で子育てをする、あるいは教育を親に負担をかけないようにすると。極端なことを言えば北欧なんかに見られるように大学教育まで無償化という考え方だってもちろんあると思えます。

そういう考え方で施策をできるだけ少子化対策と言挙げしてやるんじゃないしに、社会のありようとして公的な、社会的なもっとサポートをしていくべきだという考え方ございます。ちょうどそのような考え方をちょっと私も最近ある本で読んだんですけども、井手英策さんという慶應大学の財政学者がいらっしゃいます。この方が書いておられる本の中でも、やはりこれからの社会のあり方というのは、こういう困っている人、経済弱者だから支援するというんでなしに、社会全体としてももう少し公的支援というか社会負担をすべきだということを言っておられます。それはなぜかという、やはり弱者支援というような形にすると、それは弱者にとっては支援を受ける立場からするとどうしても心の痛みが残る。屈辱感とかそういうふうなものが残るということであり、また、そういう税負担だけしている人からすると、例えば生活保護を受けている人に対する不寛容な態度であるとかいろんな形で社会の分断を招くという問題、あるいはそういう税負担というものを忌避するという考え方が出てくるということで、もっと広くそうした制度を整えていくべきだということをおっしゃっております。

しかし、その井出さんはさすがに財政学者でありますから、したがって、そういうことをやるためには消費税を5%だったところをきちっと10%上げて、そしてやるべきだという、やはり税負担の問題とパラレルに考えて議論をしておられるということが大事なところだと思います。

いろんな行政を無償化をするということは、税負担化しろということと同じでありますから、その税負担をどうしますかという議論をきちっとやって、あるべき社会の姿というものをやはり推進していくということがまずは基本的に必要だというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。非常に前向きといいますか先進的なお考えを披瀝していただきまして、ありがとうございます。

社会のあり方、ありようを基本的にやっぱり変えていき、一部の恵まれないといいますか、負担が必要だということだけではもう済まない社会である。それで終えられない社会であるというのは、まさしく私そのとおりであります。

ちょっと以下、時間の都合で次の2項目はまとめて質問させていただきます。お願いします。

そういうことを今伺ったんですが、私は第一に、まず生まれて最初に公的な支援を必要とするのが保育の段階だと思います。もちろん乳幼児もありますけれども。この保育料ですが今もかなりの部分で支援はしておりますけれども、ぜひとも今、女性の社会的な進出、これいろんな要因ありまして、例えば核家族化とか片親の世帯がふえているとか、あるいは女性もいろんな意味で社会的に仕事を持って活躍をしていただくというこういう状況の中で、保育というのはもう必要不可欠——当然ですが——のものであり、私はむしろ準義務的な施設であると、施策であると思っております。そういう意味で、将来的には保育は幼稚園も含めて必要とする子どもさんに全て無償あるいはそれに近い形で保障していくべきじゃないかしらと。そこまでやっぱり考えていかなきゃならない時代が来ていると思います。

また、前も話し、お願いをいたしましたけれども、学校給食の公費負担であります。これは細かいことを申し上げる時間ありませんけれども、いわゆる私たちが持って出かける、仕事に持っていく弁当とは全く違った次元の給食なんです。いわゆる食教育ですから。例えば今、大変話題になっているのが「コショク」という言葉であります。個人の個に食、あるいは孤独の孤に食。子どもたちが忙しい親と一緒に食べる機会がなかなかなくて一人で寂しくといいますか、こういう食事が余儀なくされている。

こういう中で、教育基本法の理念やあるいは学校給食法の、この前改正されましたけれども、2008年ですが、食教育の目標の中にはとっても大切なことが私、書かれていると思います。それは、協同の精神の涵養である。御存じのように、給食は子どもたちが男の子も女の子も一緒になって、みんなこのやわいをして、やわい——マスクをして、エプロンをかけて、そして協力して準備をします。そして、一緒になって机を合わせながら、にこやかに楽しく食事をする。食材も共通ですから話題も共通になります。栄養教師のほうからはさまざまな情報やら教育の材料が提供されたり、いろんな話があります。本当にすぐれた協同の精神を養う涵養の場である。こういうすぐれた教育ですから、これは小学校の授業料を徴収しない、教科書は無償であると同じような意味で、やがては、いや、できるだけ早く私は無償化の方向をたどるべきだ。本来は国がやるべきことでしょうけれども、かなわぬうちは自治体が頑張ってやっていただける。そういうことをぜひともお願いをしたいと思います。

ただ、これには相当の金額もかかります。試算をしてみますと、大体郡上市の場合ですと2億円近い毎年の固定費が必要ということになります。これは一挙にはなかなか捻出することはできんと思います。ですから今、日本全国では155の自治体が何らかの形でこの支援をしていますけれども、完全無料化は55だと言われますが、こういうところもやっぱり段階を踏んでやってきているところがほとんどですから、近々ぜひともその第一歩を踏み出していただけるようお願いをしたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、かねがねこの保育料の負担の問題と給食費の問題について御意見をお伺いしているところであります。

まず、少し議論の最初に申し上げておきたいと思うんですけども、保育料につきましては、これは保護者の方に確かに保育料をいただいておりますが、郡上市の場合に国のほうでこれだけ基準的には頂戴をしてくださいという形で、国の基準で郡上市の保育園の公立、私立含めて保育料というものを計算をしてみますと、おおよそ3億3,300万円いただくということになっております。

しかし、郡上市はいろんな所得段階に応じておりますけれども、大幅にこの保育料を軽減いたしておりますと、実際に保護者の方からもらっております保育料が平成28年度でざっと言いますと1億3,800万円ほどございまして、その残りの1億9,500万円ほど。したがって、国基準で取るべきとされている保育料の約40%は頂戴をしているけれども、60%は既に市負担でそうしたかかる経費を負担をしているという事実はぜひ保護者の方にもわかっていただきたいというふうに思います。

そして、ただいまお話のございました小中学校の学校給食費も確かにそのとおりだと思います。一つの食育ということでもあり、また義務教育は無償化ということではありますが、現在の日本の制度は、しかし、その給食費のうちの材料費だけは保護者にもらってくださいという形で、いわゆる賄い費用として給食費というものが保護者の負担をいただいているわけでありまして。大体郡上市の場合に、この1年間に小中学校で保護者のほうからもらっているお金が1億6,000万円ほどございます。

したがって、今、お説のように現在もう既に保育料については6割を軽減しているということでもありますけれども、さらに残りの1億4,000万円あるいは給食費の1億6,000万円というものをいわば税負担にするという形にしますと、縮めて年間で約3億円の財政負担を生ずるということになります。

3億円の財政負担というのは、税というものに置きかえて考えてみますと、現在、地方消費税です。消費税、皆さんに今8%負担しておっていただきまして、地方の税としての取り分はそのうちの、8%のうちの1.7%です。その1.7%を郡上市、人口であるとかいろんな形で岐阜県から配分を受けておりますけれども、大体おおむね28年度で7億4,000万円です。今回、5%から8%に上げるという形で地方の消費税の取り分は0.7%分上がったんですけども、5%から8%に上がる、地方の取り分が1%から1.7%になるという形で、上がった分が大体0.7%分が3.0億円と。ちょうど今おっしゃった大体給食費と保育料を全く無償化するとすれば、これだけの消費税を上げた分をそっくりそのままこれだけにつぎ込まなければいけないという額でございます。

今後、消費税が10%分になりますと、さらに恐らく郡上市の取り分は今の7億4,000万円ぐらいから9億6,000万円ぐらいになって2億2,000万円ぐらいふえますが、今後、10%に上げたとしても、今おっしゃった分だけの無償化を全部それにつぎ込むということには足りない。こういうことでございます。

そういうことで、やはり私は最初、井出先生なんかもおっしゃっているできるだけもうユニバーサルな支援に変えていくべきだということは非常にやりたいなと自分でも思いますけれども、こうした限られた財源の中で何に振り向けていくかという問題ですね。きのうもありました。高齢者のためにもっといろんなところへ出回るための助成をしたらどうだと。さっきもありました。安全のためにもっと土砂災害のための事業をやれというような、さまざまな財政需要の中に何に振り向けていくかということをやっぴり考えながらやれることをやっていかなければいけないということだと思います。

それからもう一つ、最近出ている学者さんの話の中に、こうして少子化対策ということをどんどんやっているんですが、私たちの心の中には自分の生活水準というものと、その生活がこれだけあってほしいという生活期待水準というものがあるというんですね。だんだんいろんな助成をすればするほど、その片一方、期待水準というものもそれにつれて上がって行って、実際のいろんなサポートをすればするほど期待水準との間に追いつかない乖離というものが出てきてしまって、どうしてもそれが子どもさんを例えばもう1人産もうか、もう2人産もうかという、その少子化対策に必ずしも有効に結びついていないんじゃないかという学者さんの議論が最近ございます。これはある意味では、そもそもそうすると行政というものが少子化対策というものをいろんな経済支援をやるということが果たして有効なのかどうかということの根本論にもかかわることでもありますけれども、例えば今、その給食の無償化ということをして1億6,000万円かけてやるということを考えてときに、じゃ、その給食の無償化ということによって子どもさんの数がふえるだろうかとか。あるいは同じ教育に使うとするならば、今の1億6,000万を他の何かに使うということも考えられるんじゃないかというような、いろんなそういう角度からやはり議論をしていかなければならないことではないかというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) おっしゃる内容については、それぞれなるほど、なるほどと思うわけですが、例えば消費税の増収分ということになりますと、増収、今度は上げれば当然ながらその分配が入ってくるんですが、それは上げた分だけやっぱり市民や消費者のほうに負担がいくわけですから、結局、タコ足といいますかそういう状態になるわけですね。ですから、税のこの振り分けについてはまた別な議論をしなければいけないと思います。

それからもう一点ですが、何に振り分けるかというそういう問題につきましては、この前の来年度予算案にもかかわってくるような内容で考えますと、私はさまざまな組み替えで大いに可能性はあると思っております。まだここではちょっと申しませんが。

それからもう一点、文科省の学校給食法第11条にかかわる保護者の賄いの負担については、文科省もはっきりと容認といいますか認めておりますので、今やもうこれはやらない条件にはならないというふうに考えております。

よくない袖は振れないと言いますが、市の財政にしてみればないのではなしに、どこへどのように振るかということこれから考えていける、そういう議論にしていきたいと思っております。

この問題については以上で切り上げさせていただきます、2つ目の質問であります。

歴史資料・文化財収蔵庫の開設について。

今、盛んに建設途中ではあると思いますが、この完成を控えて、歴史資料・文化財収蔵庫の来年あたりからいよいよその計画や全体像を明らかにしていかなければならないと思っておりますが、もしこれまでの段階でそういう予定や計画がございましたら、ひとつ教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

本施設の収蔵品については、大きく分けて文書資料とそれから郷土に関する美術工芸品の2点が主なものとなっております。文書資料については、近世以前の古文書や、それから明治以降の行政資料、また歴史資料として扱うことになったものなど、それから戦後も含めて郡上市の当時の世相やそれから分野の状況を知ることのできる民間また個人も含めた資料群となっておりますし、美術工芸品については、指定文化財となっておるものや、それ以外にも開館に当たって郷土で活躍してみえる、またゆかりのある作家や作品の寄贈があるかと思っておりますが、それらにも全て、なかなか展示するわけにはいかないこともありますので、これらを適した環境下で保管していくことも本施設の役割の一つとして捉えております。

現在、開館に向けて進んでいるものについては、昭和の合併前の旧町村の会議資料や写真、映像の資料です。写真や映像の資料については、現在もデジタル化に向けて努めております。また、町村史の資料編に掲載されている貴重な資料については個人の所有の資料が多いことから、これらについても所有者の意向を把握して、同意を得ながら収蔵に努めていきたいと考えております。

本年度の秋以降には、歴史資料の調査研究や収蔵の中心となって取り組む専門職員を配置する予定です。今後も開館に向けて作業を迅速に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ありがとうございます。

実は、ここにこういう本を持ってまいりました。御存じの方も多かろうと思いますが「白鳥町戦没者の手紙」という本でございます。昭和51年に刊行されていますので、もうかれこれ40年近くたっていると。51年ですから、戦後30年ほどのときに編纂された書物です。白鳥町教育委員会が5名の編集委員を指名されてつくったものですが、大変な労苦を伴った。白鳥町だけでも500人以上の戦没者がいらっしゃるんですが、そのほとんどの方、資料をお持ちの方のところへ訪問をして、全部書き写してこられたという、そういう本でございます。

読んでみますと、本当にリアルで何か背筋がぞっとするといいますか、そういう内容が次々と登場してきます。年月から、戦死された場所から、年から、どこのどなたか、全部明らかになっておきます。一度ごらんいただけるといいかと思いますが。

さて、この「白鳥町戦没者の手紙」、これについて私、この最後の後書きのところちょっと注目をしたんですが、その中からこういうところをちょっと読ませていただきたいと思います。

「もはや戦後ではないとか戦後レジームからの脱却なんていうことをよく中央の方はおっしゃるんですが」、そこからちょっと飛びまして、その後、こういうふうにあります。「しかし、私たちはこの仕事で遺族の家々を訪問し、戦没者の両親、妻、子ども、兄弟に当たる人々が、今まで余り何度も取り出しては読み、涙したためであろうか、折れ目が切れ、ぼろぼろになっているような手紙を私たちに見せてくださりつつ、愛児の、夫の、父のことをきのうのこのように話されるのを聞きながら、戦後はおろか、戦争もまだ終わってないのだということを強く感じざるを得なかった。とりわけその母親の場合は」と、本当に私、これ読むたびに涙が出てくるんですが、こういう記述があるわけです。戦後はまだ終わってない。この言葉の中に、この本の刊行から40年後の今でも、私はさほど変わってないこの状況だと思います。

そこで、今度開設される歴史資料館のほうに、ぜひともこの「白鳥町戦没者の手紙」に倣うということではないんですが、こういう御遺族の方々が大切にされてみえたものを、もしよろしければ御寄附をいただいて、そして収蔵し、これを整理し、刊行しなくてもいいですけども、後世の資料に残してはどうかと思うわけであります。

今、戦後70年たっていますから、74年ですね。いろんな御遺族の方も世代がかわっていきます。と同時に、家も古くなって新築されたりすると、こういうかけがえのない形見ではありますけれども、若干処分に困られるとか置き場所に困られる方もないわけではないと思います。こういう方の御意思に沿うように保管するというのも大切なことではないかと思えます。この辺について、市長さん、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。

今、お話がございました白鳥町では戦没者の手紙を編集をされて刊行されたということ、実に価値のあるお仕事だと思います。毎年夏、いわゆる8月15日前後だと思いますけれども、白鳥の郡上市図書館本館では、図書館の入り口のところにこの戦没者の手紙、多分実物か、あるいは貴重なものですからコピーがしてあるかもしれませんけれども、しかし手書きの、まさに書かれた方の息遣いがかかるようなそんな手紙をいつも展示しておられて、私も読ませていただいて感銘を受けているところでございます。

私もこうした戦没者の手紙というのは、いろんなところの記念館とかそういうところにもございますし、また大学にちょうど入りたてのころ、「きけ わだつみのこえ」という戦没者学生の手記や手紙を読んで本当にいろんなことを感じさせていただきましたけれども、御指摘のようにこうしたことは非常に貴重な、これこそ将来への記憶遺産だというふうに思います。

そういう意味で、今回御指摘のように歴史資料館をつくりませんが、そうしたときに、もしそれを保管しておられる御遺族といえますか御家族の方がよろしければ、それはやはり貴重な私たち庶民、国民が残した記録としてやはり保管をさせていただくということには価値はあると思います。

その手紙を刊行物として刊行されただけでももちろん大変な価値がございます。中を拝見すると本当に平仮名だけで書いてあるお手紙があったり、あるいは漢字と片仮名で書いたお手紙があったりとか、いろんなことでありますが、さらに手書きに書かれた資料とすれば、もっと資料として価値のあるものでございます。

そういうことで、これは教育委員会とよく御相談をしなければいけませんし、まず何はともあれお持ちになっている方のお気持ちを大切にしなければいけません、もしお預かりをしてくれと、むしろ。あるいは中には大切な形見、遺品、家宝としてお持ちになりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういういろんな個別の事情に即して遺失しないようにするというのを全体として大切なことだと思いますので、よく検討させていただきたいと思います。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） この後、もう一つだけ質問が準備してあったんですが、時間がございませんので、それは概要だけお話しさせていただきまして終わりたいと思いますが、核兵器の禁止条約が今、国連の総会で決議されて、禁止条約への交渉の会議を開くことに対する大きな一歩前進がありました。庁舎の入り口の一番右側に大きな垂れ幕で、非核平和宣言のまち、郡上市ですね。私はあの一番右側にあることに意義がまた感じられるような気がするんですが、非常に古くから掲げられておるそういうまちですし、またひとつ日置市長さん自身が平和首長会議の一員でいらっしゃるということも含め、またこの国連核兵器禁止条約に向けて、世界のノーベル賞の受賞者16名の方、

5つの団体の方を含めて、ぜひともこれはみんな参加して成立するように努力をしてほしいというメッセージを出しておられます。

こうしたことを含めて、ぜひとも私、日置市長さんにも市民へ向けて、こういう条約が今問題になって、こういうふうな内容で画期的なものであるというメッセージを出していただけるとすばらしいのではないかと。それこそまさに非核平和宣言のまちにふさわしい取り組みではないかと思うわけですが、短い時間で申しわけございませんが、もしできましたら御答弁をお願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長、簡潔に。

○市長（日置敏明君） 郡上市は非核平和宣言のまちでございますし、私自身も今お話のございました平和首長会議の会員ということでございます。この首長会議からは、世界各国に向けても公開書簡という形で今回の核禁止条約を検討する会議にぜひ日本政府も、あるいは各国の政府も参加をして、一步でも二歩でも進めてほしいという書簡を送っております。その気持ちは同じでございます。

この公開書簡につきましては、郡上市におきましてはホームページに平和首長会議からの呼びかけということで載せさせていただいております。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ありがとうございます。

たくさんのお願いするやら注文つけるやらで大変時間が迫って、ちょうど来ましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、野田勝彦君の質問を終わります。

◇ 美谷添 生 君

○議長（渡辺友三君） 続いて、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたしたいと思っております。

今回は1点でございますので、簡潔に済ませたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大きく防災安全対策というようなことについてお伺いをするわけですが、近年、人口減少や生活様式の変化のためか空き家が年々増加をいたしまして、また空き家を舞台としたさまざまな事件の発生が報道され、全国的に問題となっており、今後もこういうことが予想され、大変危惧をしておるところでございます。

そこで、空き家、特に危険建物の対策についてお伺いをいたします。市では平成29年度に郡上市空家等対策計画を策定することとされておられますが、その背景と経過についてお伺いをいたしま

す。また、この公共の建物、あるいは民間の家屋の中で危険建物と言われるといたしますか、そのようなものについては件数はどのくらい把握をしてみえるか。また、その物件に対する撤去計画はどうなっているのか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、4点あったと思いますけれども、空き家、危険建物の対策についてということでお答えをさせていただきます。

まず初めに、この計画策定の背景と経過でございます。少し時代をさかのぼるわけですが、今、御指摘のとおり人口減少、あるいは高齢化の加速によりまして施設入所者の増加——こういうこともございます——等々によりまして、居住、その他の使用がされていない住宅、建築物等が増加をしている、これは全国的な状況でございます。本市におきましても、こうした多数の空き家、廃屋が存在しておりまして多様な問題が発生している状況でございます。

市では平成24年度に、自治会、地区会にお願いをしまして危険空き家、廃屋等の実態調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、郡上市空き家対策懇話会というものを2カ年にわたって開催をして、こうした問題への対応ということを皆さんとともに検討してきたと、こういう経緯がございます。

こうした中で、平成26年には国におかれまして空家等対策の推進に関する特例措置法が公布、施行されました。国として空き家等対策に取り組んでいくというふうな姿勢が示されたわけでございます。市町村における空家等対策計画の策定についても、こうした特例措置法の中で規定されておりまして、本市としてもこの計画の策定を受けて検討してきたわけでございます。

こうしたことの延長といたしますか取り組みの中で、平成29年度には計画を策定をしていきたいと、こういうことでございます。

それから、実態調査の結果でありますけれども、24年度の実態調査以降、空き家等の現況調査につきましては、平成25年度に八幡町市街地で、平成27年度に高鷲町、あるいは明宝地域においても行ったものでございますし、平成28年度、今年度には空家等対策計画の策定へ向けまして、これ以外の地域についても再度、自治会の皆様をお願いをしまして調査を実施いたしました。そして、その上で専任の職員が、危機管理の担当職員ですが、これらの結果について現場確認をしてきたわけでございます。

こうした結果、他の統計調査もあるわけですが、この現地確認をしたものは空き家件数は総件数で762件でございました。内訳は、一部重複がございますけれども、危険というふうに思われるものが128件、不衛生な状況にあるものが15件、景観を損ねているものが77件、防犯上問題があるとされるものが41件、そして利活用が可能だということに受け取れるものが578件と、こ

ういうふうな結果となりました。

それともう一つ、公共施設について御質問ありましたけれども、これは今年度におきまして郡上市公共施設等総合管理計画を策定しまして、平成29、30年度の2カ年で個別対策についての検討を進めていくこととしております。現時点におきましては、即座に撤去しなければならないような危険な施設はありませんけれども、公共施設の再編、あるいは今後入居者を募集せずに取り壊す予定としている住宅、政策空き家と言っておりますけれども、こういうものの問題を含めまして適切に対応していくということとしております。

それから、撤去の計画というふうに言われましたけれども、今後の市の方針としましては、この計画を特措法に基づきまして策定をしていこうということでありまして、今般の議会に上程をいたしました空家等対策協議会の設置に関する条例です。これで相当専門的な知識、あるいは関係機関の方にも入っていただきながら、そして議会でもこれに関する特別委員会設置されて御審議をいただいておりますので、平成29年度の早々に協議会の設立、そしてその上での御審議で空家等対策計画を策定をしていきたいというふうに考えております。

特定空き家の解消または特定空き家にしないための対策、あるいは利活用可能な空き家等を有効活用した移住・定住促進及び起業、業を起こしていただくための支援、総合的な空き家対策を新年度進めていきたいというふうに考えております。

また、県においてもこうした空家等対策協議会を設立されて、これに対する対応指針、また対応マニュアルが作成されております。こうした空き家等対策を進める環境整備が行われている状況でありますので、国の施策も含まして、国県の制度事業あるいは指導をいただきながら空き家対策を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。

今、公共では直ちに撤去しなければならないようなものはないという報告でございましたし、また今後、これを調査をやり直しといいますか進めて検討していくということでございました。

私は白鳥ですが、ちょうど白鳥のふれあい創造館に行くところの道筋に、元教員住宅やったかと思えますけれども危険という立て看板が郡上市と書いてあるわけですね。危険と書いておければ、これはそれで済むのかということを思いますが、そんな看板を立てておかなければならないような施設については早急に撤去されるべきであるというふうに思いますし、この危険な建物について民間の解体についてもそれを進めるについては、やはり公の建物等については真っ先にそれを解消しながら民間へそれを促していくというのが筋かと思えますので、いま一度、検証をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そして、なぜ空き家が壊されずに存在するかということについてですけれども、次になりますけれども、宅地にかかる固定資産税について、これが大きな障壁になっておるといような気もいたします。家屋を解体し、更地にすると税金が高くなるということでなかなか解体撤去がされないと、そういうふうに言われております。

現在、建物が建っている宅地は固定資産税の軽減措置がされていると聞いております。建物の撤去に伴い軽減措置がなくなったといような事例はどのくらい確認をされているか。また、この建物を撤去したことにより固定資産税がどのくらい増額になったか、具体的に例を挙げて説明をいただければありがたいと思います。また、この空き家であるために税の収納に滞りが生じているケースがあれば件数、税額について、差し支えなければ、あわせて示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ちょっとお答えする前に、先ほどのことで美谷添議員さんが御指摘なされたことにつきましては、きちんと必要な措置がどうかということにつきましては、現場で確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

それから、ただいま御指摘の税の固定資産税の減額の措置ですけれども、これは住宅用の用地ですね。人の住居用に利用される家屋の敷地、これは生活そのものをされている現場でありますので、税負担というものを特に軽減する必要があるということで、これは地方税法の349条の3の2というところで課税標準の特例というふうなことでの特例措置が規定されておまして、済みません、地方税法上の規定ということでございまして、いわゆる小規模住宅、これは200平方メートルまでのところなんですけど、これを小規模住宅といひまして、それを超えますと一般住宅用地というふうに分けますけれども、小規模住宅用地につきましては評価額を6分の1とするというふうな特例措置でありますし、それを超える面積、一般住宅用地につきましては評価額を3分の1とする特例措置ということであります。平成28年度のところで調べたわけですけれども、住宅を滅失をしていただいたことによってこの特例措置が解除となった事案につきましては8件あるということでございます。

それで、例えばということで申し上げたいと思いますけれども、仮に敷地面積が300平方メートルで評価額が900万円であったとします。評価額が平米当たりで3万円、坪10万円程度になると思いますし、敷地につきましては90坪ぐらいのところとして今申し上げるわけですけれども、住宅敷地として、この大きさになりますと200平米を超えますので、小規模住宅分の200平米につきましては6分の1、それを超える分は3分の1ということになりますので、計算をしますと評価額が900万円のうち3分の2に当たるところが600万円。これに対しての減額措置が6分の1ということで、

こちら側の課税標準が100万円になります。それから、一般分につきましては900万円のうちの3分の1ですから300万円。これの減額措置が3分の1ですので、こちらもたまたまですけど、課税標準としては100万円ですから、100万と100万足して200万円ということで、これに今の税率の1.4%を掛けますと2万8,000円というふうな固定資産税になるわけですが、これをもし住宅を取り壊されると、ここが全面的にその減額の措置がなくなるわけでありまして、したがって、900万円の評価額、これに対しまして一方、負担調整というのがかかりますので、これが0.7掛ける、7掛けになるわけですけど、したがって630万円が課税標準額になりますので、これに1.4%を税率を掛けますと8万8,200円ということで、この300平米の土地で建物を取り壊されることによりまして2万8,000円の土地の固定資産税が8万8,200円になると。6万200円の増額になるというものでございます。これ、ちょうど6分の1が6倍になるということではないものですから、負担調整の関係がありますので、例えて言いますとそういうこととさせていただきます。

こうした特例措置につきましては、地方税法の定めによってされておるわけでありまして、市長が特例措置の割合を変更、決定できる権限がないとされております。

空き家につきましては、この空き家等対策の推進に関する特別措置法で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる住宅等を特定空き家等として勧告しまして、特定空き家として、そしてその上で勧告をすると、こういうふうな措置をとった場合に、この場合には家屋が建っておりますも、それをいわゆる特例措置を外すと。特例措置をとらないということにおきまして、措置をしっかりとらなさいというふうな一つのそういう追い風にしていこうというものでございます。

また、空き家の発生を抑制するための特例措置も施行されておまして、一定の条件で空き家を売って得た譲渡所得3,000万円を限度に特別控除し、空き家所得者の税負担を軽減するというような措置も一方であります。

いずれにしても、不動産の流動性を促進するという意味でのインセンティブをこうした形で持たせているということとあります。

あと、市民へのどういうふうな周知かということとありましたが、小規模住宅用地等につきましては軽減措置の周知は市のホームページに掲載をしております。それから、家屋の新築等により家屋評価に伺うたびに固定資産税や不動産取得税の説明の中であわせて行っております。

最後に、固定資産税の滞納はあるかと、このことに関してでありますけれども、実際は固定資産税の滞納はあるわけとございますけれども、いわゆる空き家ということの原因とした滞納なのかということ、これちょっと判別がしがたいと。税務課の中でちょっと打ち合わせもしましたし分析もしましたけれども、1件1件、そういうことに関する不在地主といいますか、そういうこともあるわけではありますけれども、そのことが空き家を原因とした滞納ということを特定するということはなかなかちょっと現時点では分析ができてないということで、申しわけありませんが、ちょっ

とこれは御勘弁いただきたいと思います。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 私の認識がちょっと違っておったかもしれませんが、今の説明を聞きますとそんなに負担がふえるわけでないというふうに受け取ってもよいのかなというような説明だったと思いますが、先ほどもこの特例措置については生活をしている。家が建っておって生活をしているので特別に措置がされておるというふうに受け取りますと、空き家は生活をしていないわけですからこれに当たらないということで、この特例措置と特別措置法はちょっと違うと思いますけれども、今、施行された特別措置法によりますと、それが解除といいますか課せられるようになるということです、特に宅地の上に建物が建っておっても建っておらなくてもそんなに変わらないというふうに解釈してもいいのかということが1点ですけれども、私は簡単に、簡単といいますか実勢価格の7割が評価額に相当するというような認識を持っておりましたので、当然1,000万円程度の実勢価格の土地があればその7割が評価額として、それに税率1000分の14が掛かったものが要するに固定資産税になるのかなというふうに思っておったわけですが、今聞いてみますと評価額の6分の1ということです、というような説明やったというふうに僕は解釈したわけですが、そうなればやっぱり随分、建物が無い状態とある状態でそれだけ税を確定したところでその差ができるんでなしに、税率を掛ける前の評価が6分の1になるという解釈でよろしいんですかね。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 今、言われた計算式だというふうにして認識しております。

その6分の1を税額に掛けるのかというふうに思われるということは当然そういうことあると思えますけれども、現在の計算としては、この評価額に対しましてそれを6分の1に圧縮して、それに税額を掛けると、こういうことであります。

一方、これ実はいわゆる固定資産の負担調整につきましては、負担調整というものは既に70%を掛けるというふうなことによりまして若干それも軽減がされていくわけですが、それは両方にかかることによりまして6分の1が正規にこっちは6倍になるわけですが、こっちはいわゆる評価額を6分の1にしたものについては負担調整の措置をしないと、どっちかをとるということだったものですから、したがって、純粹の1対6のこの金額になってこないということがございました。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ちょっとわかったようなわからんような感じですので、また勉強し直したいというふうに思いますが、先ほどの答弁で危険な建物がかなりあるという中で、市では本年、危険空家解体撤去支援事業補助制度というのを創設をされて空き家の解体について促進をしようということでありますが、もう一度聞きますが、この解体をして撤去すると、そうすると税が6倍になるというようなことがあるんですか、ないんですか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 先ほど申し上げましたように、住宅用地として、要するに住宅が建っているその土地につきましては、税負担を軽減するという措置があるわけでありまして、ですから、それを取り払えばその特例は適用されなくなると、こういうことになります。

先ほど申し上げたように、単純に今まで1万円であったものが6倍になるのかということ、先ほど申し上げたような計算の中でいうと、必ずしもそれが1対6の割合ではありませんけれども、確かにいわゆる特例の軽減分は外れますので、税額としては上がりますと、こういうことでもあります。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 先ほどの答弁の中で、私は固定資産税の税金、税の課税権者というのは市長にあるのかなというふうに思っておりましたが、市長にはありませんということでありましたので、ああ、そうかなと今思っておるわけですが、今、単純に6倍ではないと言われましたけれども、どんだけ上がるということは間違いのないことでもありますので、これがやはり補助金、助成をして空き家を撤去するという制度を使われるということであれば、また建物を撤去した後の土地についても一挙にその何倍と仮になるのじゃなしに、年を追って順番に上げていきたいと思います。そのうちにほかのことに利用したり売買が成立したりすれば、またその土地が使われていくということで、土地の流動化といいますか利用に非常に貢献するのじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のところは緩和措置といいますか、そういうのができるのであれば検討をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

最後ですけれども、先ほどちょっと答弁があったかとも思いますけれども、空き家の活用、特定空き家についてということで、空き家の活用については市ではさまざま政策を行ってみえるところでもありますけれども、今後、この空き家対策といいますか政策の方向性について、また来年度といいますか29年度から対策の計画に基づいて特定空き家の対策を行うというようになると考えられますが、この特定空き家の判定、そして認定された特定空き家についての対応はどのようにしていかれるのか、基本的な姿勢をお伺いしておきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ちょっと一言だけ添えさせていただきますけど、いわば宅地に対する特例措置は、例えば店舗とか事務所の土地とかその他の土地については特例措置は適用されていないわけでありますので、そういう意味においては撤去された土地について普通に戻るということについては、それが他の土地利用のところと比較したときには、そのとおりにしていくことが税の公平な対応であろうというふうな考え方でおります。先ほどの件ですけど。

それで、今言われましたことですけれども、これからの特定空き家の対応等につきましてですけれども、空き家対策の原則というのは、これは特別措置法第3条にも明記されておりますけれども、空き家等の所有者の責務であると。これは本来は当然ですけれども、その建物を持って管理してみえる方が適正に管理されるべきものであるということでもあります。ですから、そうした観点をしっかり普及をしていかなければいけないということでもあります。

ただ、実態としてはそうであってもできないということですので、空き家とならないための方策と放置されないための方策をとっていくことが必要でありますので、そういうことを含めて、いわゆる計画等につきましてもしっかり協議会の皆さんも市民の皆さん参画していただけるわけでありますので、そういうところを通じながら、せいぜい自治会等も通じまして啓発活動、それから出前講座、あるいは啓発リーフレットの作成、配布とホームページの活用とか、そういうことで広くそういうふうな意識啓発をまずはつくっていくということが大事だというふうにして考えております。

それから、固定資産税の軽減措置の取り消しや空き家を譲渡した場合の譲渡所得の3,000万控除の特別控除の制度についても周知を図ることで、いわば放置の解消、流動性の促進というものに努めていきたいということでもあります。

そういうことの中で、一つはしっかりと活用できるものはしていくという方向がありますし、今、御質問の特定空き家の判定と、認定された特定空き家についての対応でありますけれども、これにつきましては、これは特別措置法の第2条2項で「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある」と、こういうものをいわゆる特定空き家ということにしていくということになります。

そして、特定空き家等の対策としては、実態調査において把握した空き家等のうち、いわゆる県の必要な指針、あるいは県の対策協議会が策定されましたそういうマニュアル等に基づきまして、これに該当するものにつきましては特定空き家の中で、これは特定空き家をまず協議会、今度つくらせていただきますので、その協議会の中でしっかりと諮問をするような形になると思いますけれ

ども、その中で諮った上で特定空き家等の認定を行うということですので、先ほど申し上げたような状況にあるものについて協議会と御相談しながら認定をまずしていくと。そして、特定空き家として認定したものにつきましては、特措法第14条の規定によりまして、まず助言、それから指導、勧告、命令と、こういった手順で進んでいきますし、さらに進めば行政代執行というふうな手続もそこには含まれていきます。

それから、今、当初予算で計上させていただきましたもので、いわゆる所有者等から承諾を受けた自治会が実施される特定空き家の解体撤去についての費用、それから所有者、管理者、相続権者が行う撤去、そういう特定空き家の除去につきましては補助制度というものをお認めをいただいて、適切な執行によりまして危険空き家の解体支援を行いたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 直ちに壊れそうな危険なものは別といたしまして、そういうような措置でやっていただければいいかと思えますし、また空き家といえども資源として見ることも可能です。そういうことで、十分に調査いただきながら、またこれを活用する方策も立てていただくようお願いをいたしまして、まだ時間はありますけれども質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、美谷添生君の一般質問を終了といたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時17分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時29分)

◇ 田代はつ江君

○議長（渡辺友三君） 8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 大変午後からの時間で眠たくなる時間だとは思いますが、ただいま休憩もありましたので、もうしばらく御辛抱のほど、よろしく願いいたします。それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、4点にわたり質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、教育への投資ということで質問をいたします。

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが安心して学べる環境づくりが一段と加速されています。そんな中で、奨学金強制執行が急増しているという新聞記事を読み、胸が痛みました。日本学生支援機構から奨学金を借りた人が返せなくなり、給料の差し押さえなど強制執行にまで進むケースが急増しているそうです。2005年度には4件だったのが、2015年度には120倍超の498件になったというのです。就職できなかつたり、非正規社員がふえて低賃金が続くことが大きく影響しているようです。一方で、返さない事例を見逃せば不公平感が高まる上、新たな借り手に必要な資金の減少につながるため、回収を厳しくせざるを得ないとも書かれていました。

国は、2017年度予算案で返還不要の給付型奨学金の新設も審議、また教育無償化に向けた議論もなされています。しかし、既に奨学金を借りている返還困難者の救済策は十分とは言えないのが現実です。

最初にお聞きします。奨学金にもいろいろな種類があり、現況を把握することは難しいことかもしれませんが、市としてわかる範囲で現在の奨学金制度を活用している人数、また平均どれくらいの金額を利用されているのか、教えてください。

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

ただいま議員の御質問にございました独立行政法人日本学生支援機構のまず全国的なデータでございますが、これは当機構の29年度の事業概要というところでは、貸し付けの人数でございます。29年度ですので一応予定も含まれておりますが、一種と申しますのは、経済的理由により著しく就学困難な人で、これは無利息というふうになっておりますが、この一種が51万9,000人という予定となっております。貸し付けの予定です。それから、二種と申しまして、第一種よりも緩やかな基準というふうになっております。これは、ただし有利息、利息がつくということでございますが、こちらの二種が81万5,000人ということで、全国で133万4,000人の方が一応既に借りられておったり、あるいは今後借りられる一部予定も含むということでございます。

なお、この市内の2高校のほうにちょっと問い合わせをいたしまして、こちらのほうの一種、二種別に、28年につきましてはまだこれから一応申請が上がったという段階で決定ではございません。その点はちょっと御容赦いただきたいと思いますが、こちらは一種が83人、二種が100人。ちなみに昨年、27年度では一種が64人、二種が126人というふうな数字になっておりまして、ただし、一種、二種と申しますのは重複して借りるということができませんので、同じ方も含まれておるということで、件数ということでごらんいただきたいと思っております。

というような状況でございまして、いずれにしましても180人から190人の件数でございまして、借りておられるという状況になります。

なお、現在の郡上市のほうの青少年育英奨学資金の貸付金の利用者の方でございますが、現時点で月額の貸し付けの方が41件でございます。それから、一時金と申しまして入学時に50万円限度にお貸しするというのがございまして、こちらは10件。こちらは8人重複しておりますので、ほとんどの方が一時金も借りられたというふうに御理解いただければよろしいかと思いますが、金額的には月額の貸し付け41件でございますが、平均いたしますと4万8,000円でございます。ほぼ、大学等の月額5万円というのは限度額まで借りられる。それから、一時金につきましても10件でございますが、1件当たりの平均が48万9,000円ということで、ほぼ50万円の限度額までお借りになるという方が多いようでございます。

以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

それでは、学校を卒業された方で、現在、返済をされている人の返済状況と、またこの滞納者への滞納はどのようなふうになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) 現在、奨学金を受けられた方が今度償還のほうの計画ということでございますが、こちらの計画のほうにつきましては、原則借りられた期間の倍といったことで、例えば四年制の大学でございますと8年ぐらいをかけて返していただくということでございますが、条例上では最長15年ということがございますので、それにつきましては返還計画のほうで御相談をさせていただくということでございます。

なお、現在までに納期の返還までに返還されなかったという滞納というのはございません。ずっと返しとっていただけるという状況でございます。

なお、28年度の返還者につきましては71名の方に返還のほうに当たっていただくということでございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ちょっとつけ加えてお聞きしたいんですけども、返還をされている方は本人からの返還か、また親のほうの返還であるか、わかれば教えてください。

○議長(渡辺友三君) 細川次長。

○教育次長(細川竜弥君) 請求先は御本人のほうにさせていただきます。ただし、例えば遠いところにおみえになって御自宅のほうに納付書でございますがそれを送らせていただいて、そして御家族の方が奨学金を借りてみえた方に送られる、あるいはひよっといたしますと御家族の方がかわっ

て納められるといったこともあろうかと思いますが、請求先につきましては御本人ということでございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 今、郡上市の状況をお聞きしまして、滞納者がいないということですので、ちょっと安心をしまして、この先の質問がちょっとこれにふさわしいかどうかということはいわかりませんが、これは全国的なこととして、特別な問題が表面化していなくてもかなり苦しい生活困窮者もあると思います。奨学金返済のため郡上市へ戻れない人もあるかもしれません。

郡上市としましても制度改正により負担のかからない、利用しやすい奨学金の支援への取り組みはしてみえますが、それも含めて例えば市として奨学金返済額に対し、所得控除を行うとか市独自の軽減策を考えていただき、若者に優しい郡上市となれば、人口減少にも少しでも歯どめがかからないでしょうか。このことについて、市の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま議員の御質問の中にごございましたとおり、昨年6月に減免の制度というのも設けさせていただきまして、郡上市へ戻ってきていただいて住民票があり、かつ生活の拠点があるといったような一定の要件を満たす方につきましては、その返還計画の中で年間20万円を限度に減免を、2分の1でございますが減免をさせていただくというようなことで対応しております。

それから、所得の控除といったようなことで御質問ございましたが、恐らく所得によりまして、例えば所得の高い場合には月額2万円、所得が低くなりましたときは例えば1万5,000円、さらに低くなると1万円とかといった所得連動型でその返還を決めていくといったような御質問かと思いますが、郡上市の場合には先ほど冒頭で申し述べさせていただきました。大体お返しいただく期間はお貸し付けの期間の倍ということで、例えば大学4年で8年でという場合でございますが、ざっと計算をいたしますと月額5万円を借りてみますと、今度お返しになるときは月額2万5,000円をお返しいただくということでございますが、例えばそれが非常に負担であるというようなことで、ややそういうことで苦しいといったような御相談がございました場合には、先ほど申しました8年という返済の期間を、これを計画のほうを変更いたしまして、例えば10年にする、あるいは最長でございますと15年にするということで、月々の返済の額を抑えていく。その分、ただし返済期間は長くなりますけれども、そういったような細かい対応をさせていただきまして、先ほどの所得連動と同じような効果が出ますように対応をさせていただきます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。

奨学金を借りられて、それから卒業されて、就職がきちんとできれば、これは無理なく返していける金額だと思うんですけども、万が一就職もなかなか思うように決まらず、そしてまた非正規雇用とかいろんなことがありますので、大変な思いをする人が今後出ないように、どうか利用しやすい奨学金制度のほうを郡上市としてもさらに考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目の質問に入ります。

行政、地域のかかわりで広がる子どもへの支援ということで質問をさせていただきます。

ひとり親家庭の子どもに対し、学習機会や食事を提供する子ども食堂などの支援が全国的に広がっています。仕事などにより保護者が不在となる時間帯の子どもの居場所づくりを目指し、学習支援や、先ほども4番議員の質問の中に出てきましたけれども、孤食の防止に取り組んでみえるこの活動の意義は、単に勉強する場、栄養を摂取する場というだけにとどまらず、近隣のボランティアと同じ場所に集い、交流を重ねることによって、自分を見守っている大人が親以外にもたくさんいることが伝わり、子どもたちの心のケアにつながっていきます。まさに、先日の教育フォーラムの講演会でお話をされた北村年子先生の「道親になろう」のお話どおりです。

最初にお聞きします。市は、子どもの貧困ということをどのように捉え、実態をどこまで把握してみえるか。

ちなみに、ある新聞記事で読みました。沖縄の高校2年生と保護者を対象に実施をした生活実態調査で3割が困窮状態にあるとの結果を発表してみえます。全国の子どもの貧困率は平均が16.3ですが、沖縄県では29.3%と2倍近い水準になっております。この困窮世帯の保護者で、過去1年間に食料を買えなかった経験と言われた方が50%もみえ、また困窮世帯の生徒のアルバイトの収入がどのように使われているかということで、家計の足しにするというのか33.7%、また修学旅行など学校の行事のために使っているという生徒もおみえになったようです。

また、これは沖縄県のほうではありませんけれども、他の調査の中で、水道光熱費や家賃の滞納などの経験があるとか、塾に通えなかったり、本やおもちゃが買えなかったという経験を持ったということがこの実態の中で出てきました。

こうした実態をどこまで市が把握してみえるかということと、またボランティアグループを初め個人的に子どもの支援にかかわってみえる活動を把握してみえるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

初めに、子どもの貧困の実態についての御質問をいただいておりますけれども、今ほど議員お示しのように、郡上市では国、また紹介がございました沖縄県のように子どもの貧困率、こういった数値は今現在持ち合わせておりません。したがって、関係する数字といたしましては、就学援助費の利用であるとか、貧困に陥りやすいひとり親家庭の実態であるとか、経済的状況を背景に生活保護、または生活困窮者の自立の相談、こういったところの利用件数を参考の数字として捉えているところであります。

ちなみに、就学援助費の利用状況でありますけれども、小中学校の総件数として平成27年度においては119件、利用率としましては3.5%。28年度、今年度でございますけれども118件、3.6%というところが実績ということになっております。

ひとり親家庭に対する児童扶養手当につきましては、全部または一部支給世帯、総数で235世帯、前年と比べて6世帯増加をしております、対象人数につきましては350人と前年対比で6名、こちらは減少ということであります。

そして、生活困窮者の自立相談でございますが、これは関連法の施行が平成27年度からということでございますので、以降、現在までにおいて子どもさんがいる家庭の相談件数が5件、生活保護世帯のうちひとり親家庭につきましては本年3月時点で2世帯というところになっております。

子どもの貧困につきましては、この実態が非常に見えにくいというところもございまして、捉えにくいというところもございまして、お示した数値からも子どもの生活実態に注意深く目を向けていく必要があるというふうに考えてございます。

次に、ボランティアグループ等によります子どもの支援活動についての御質問でございます。

市内にはさまざまなボランティア団体が活動しておみえになりますけれども、郡上市の社会福祉協議会にボランティア登録をしてみえる団体が総数で111団体ございます。このうち、子どもの支援にかかわってみえる団体は23団体ということになっております。活動内容といたしましては、親子の遊びであるとかおもちゃ図書館、幼児を中心とした子育て支援活動が多くなってございますが、中には地域の高齢者の方々と子どもさんたちとの食事交流会と、こんなようなところの実績もございまして。

また、直営で今運営しております子育て支援センターに登録しておみえになる子育てのボランティア、これは個人の方の登録ということになりますけれども、現在76名の方が登録をいただいております。主な活動内容でございますけれども、幼児を中心とした話し相手、また見守り、または託児というところが割合的には約7割ということになってございますが、このほか手芸であるとか工作、調理、そして音楽、こういった活動もございまして、児童生徒の方々の希望もあれば支援を受けることが可能かというふうに思っております。

今後におきましても、ボランティアの養成、そして確保に取り組んでみえる関係機関または団体

の方々との連携を深めながら、子どもたちへの支援の輪を広げるよう、行政としても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 今、詳細にお答えいただきましたけれども、ちょっと私の思いとは違っている部分があるんですけれども、これは子育て支援という面でやっぱり子育てをしている人たちのボランティア、そういうのはよく存じております。

ちょっとお聞きしたかったのは、貧困の家庭ということで、先ほどもなかなか見えにくくて把握がしにくいとおっしゃいましたので、そのとおりだと思いますけれども、ひとり親家庭の子どもたちが今全国的には食事を提供する子ども食堂、また学生たちが寄り集まってきて公民館とかあいうところで塾に行けない子たちの勉強を教えるとかそういうボランティアグループがもし郡上にあつたらお知らせしてほしいなと思ったんですけれども、ちょっと私の聞き方がまずかったのでその辺が伝わらなかったかと思っておりますけれども、もしそういうところが、なければこれからでいいですので、ちょっと教えてください。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(羽田野博徳君) 申しわけございません。

今ほどお尋ねの子ども食堂、または学習支援という取り組みについては、現時点において郡上市内において取り組みについては把握はしてございません。

参考までに岐阜県下、県内でございますけれども、子ども食堂につきましては6市2町で18カ所設置がされているというところを承知をしております。多くがNPO法人等が運営をしておみえになるというところがございますけれども、近くでいきますと美濃加茂の子ども食堂、ちょっと問い合わせをさせていただいたところ、この子ども食堂のいわゆる開設の目的というところでありまして、子どもさんたちに栄養バランスのよい食事を提供するということ。そして、ボランティアも含めてみんなで食卓を囲むことで子どもたちの孤食を防ぐ、こういったところを狙いとして開設をしておみえのところでありまして、月に1回、金曜日、時間としましては午後4時半から8時半までということで、実施主体におきましては美濃加茂市の社会福祉協議会がそういった対応をしておみえになるというところでありまして。

また、可児市のほうでは、学習支援という取り組みもございまして、こういった取り組みにつきましては、まだ決定とは聞いてございませんけれども、新年度から県において運営費の一部を助成をするという制度が創設されるというふうに承知をしておりますので、こういった取り組み、課

題も幾つかあるというふうには聞いてございますけれども、郡上市におきましてもそういった手が差し伸べられるようなことにつきましては、関係する団体の方々等とまた協議または相談をさせていただきながら、研究しながら、また検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) わかりました。いずれにしましても、貧困家庭に行政の支援が必ずしも行き届いていないというのが実態だと思います。知らなかったとか、こんな支援があるということを実に全然知らなかったというそういうお話をよく聞くんですけども、それで支援が必要な家庭にどうやって支援情報を伝えるか。また、そのためには行政が貧困家庭をどう把握していくかということがこれからの課題だと思いますので、どうかよろしくお願をしたいと思います。

それでは、3点目の質問に入りたいと思います。

3点目は、木造密集地域の防火対策ということで質問をいたします。

昨年暮れの新潟県糸魚川市の大規模火災は、年の瀬に自宅や店舗を突然失った多くの被災者が出ました。被災された皆様の一日も早い生活再建を祈らずにはられません。

と同時に、今回の火災についてはさまざまな角度から検証し、得られた教訓を各地で共有する必要があると言われております。1件の飲食店から広がった火災は焼失面積が約4万平方メートルに及び、近年では異例の規模と言われております。144棟が焼け、うち120棟が全焼、約200人の方たちが被災されました。これほどの大火となった要因は、強風や乾燥という悪条件が重なったことに加え、木造建築物が密集していたことが大きいとされます。全国各地にも同様の地域は多く、対策が急がれます。

最初にお聞きます。郡上市、特に八幡町において木造建築物が密集している地域は非常に多いと思われま。国は、地震などによる火災の危険性が高い密集市街地として全国197地区を指定していますが、郡上市はこの指定の中に入っているのでしょうか。また、指定される基準の範囲と、指定をされたその後の指導というものはどのようなものかを教えてください。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長(古川甲子夫君) お答えします。

まず、背景なんです、地震防災対策上、多くの課題を抱える密集市街地の改善は、都市の安全確保のための喫緊の課題であるということで、これは平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画において、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約6,000ヘクタールを、平成32年度までにおおむね解消するという目標が定められました。

これを受けまして、国土交通省で著しくこの危険な密集市街地を把握するために調査を実施され、その結果を地震時等に著しく危険な密集市街地として平成24年の10月に公表されております。それによりますと、先ほど申されたように全国に17都道府県、197地区の5,745ヘクタールがあります。

それで、郡上市内及び岐阜県内にはありません。また、近隣の県の状況を見ますと、富山県、石川県、福井県、山梨、長野県、静岡県、三重県等にありません。調べますと、愛知県に名古屋市に2地区、安城市に1地区ということに存在しております。ちなみに、昨年の大火のありました糸魚川市にも、やっぱり新潟県内にもありません。

そういう状況なんですが、この地震時等に著しく危険な密集市街地とは、この密集市街地のうちの延焼の危険性や、それから避難困難性が特に高く、それから地震時等において大規模な火災の可能性、あるいは道路の閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性が、生命、財産の安全の確保が著しく困難で重要な改善が必要な密集市街地ということになっております。

それで、この判断基準ですが、なかなかいろんなパラメータが入るわけですけども、その地域の燃え広がりやすさをあらわす指標として、住宅戸数の密度や木造建築等の割合があります。逆に、その地域の燃え広がりにくさ、それをあらわすものとして地域内の一定規模以上の空き地や耐火構造建築物の割合といった燃えるものがない面積の割合などの指標があります。

ちょっと具体的にあるものが、例えば住宅戸数の密度が1ヘクタール当たり80戸以上で、不燃領域率という地域内の比較的大きな規模の公園や耐火構造の建築物のような燃えるものがない面積の割合が40%未満であると延焼の危険性が著しいとされております。また、この地域の面積や道路の幅員、それから道路の形状、そういうその地域から地域外へ避難する場合の避難が困難となる危険性も判断の目安ともなります。これらの指標をあわせて考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて地震時等に著しく危険な密集市街地という位置づけの要否が判断されるという状況でございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 糸魚川市の消防長が「絶対的な消防力がこの火災に対して不足だった」と言われているように、消防能力が十分でなかったことも指摘されております。さらに、道幅が狭く、初期消火に難航したということも挙げられています。

例えばこうした地域では消防バイクの活用を検討するなど、市として日ごろ、住宅が密集している場所等へ検討されていることがあれば教えてください。

○議長(渡辺友三君) 消防長 川島和美君。

○消防長(川島和美君) お答えします。

住宅密集地火災にどのように対応するかという御質問です。

主に5項目あります。まず1つ目は、出火防止対策の推進です。密集地に限らず、第一に出火させないということが大変重要であるわけでありますが、市民に対する通常の火災予防PRとしましては、広報紙やチラシの配布、ケーブルテレビ、広報無線、音声告知放送、街頭広報、防火教室、防災研修会等を実施しまして普及啓発を行っているところであります。また、地震後の電気の再通電時における出火防止対策としましては、避難時のブレーカー遮断や自動的に電源を遮断できる感電ブレーカーの設置も呼びかけております。

2つ目に、自主防災組織の充実です。火災発生時に市民が協力して初期消火活動が行えるよう、消火器や消火栓の使用法の指導を消防団や消防署が行っております。また、密集地域では、自治会の境界を越えて火災が延焼拡大することから、近隣の自主防災組織間の連携、共助体制が必要となります。

3つ目に、消防本部と消防団の連携ということで、各消防署所では管轄内の密集地域を把握し、迅速な消火活動を行うため、年間を通して火災防御訓練・検討会を実施しております。消防団は、各方面隊ごとに密集地火災を想定して春と秋の演習等で常備消防との合同訓練や研修会を実施しております。八幡方面隊第一分団では、ことしの2月28日に50名の団員が参加をしまして、糸魚川市の大火を踏まえた密集地火災対応研修会、これを中消防署の職員が講師となって実施をしております。

4つ目に、消防水利です。市街地では、消防水利から防火対象物までの距離は100メートル、市街地以外では140メートルを基準として公設消火栓、それから防火水槽を配置をしております。八幡の密集地である南部、北部の市街地では、消火栓に偏らないように平成28年度にも耐震防火水槽、これを3基増設しております。特に北町の伝建地区、ここに限っては防火水槽が6基あり、そのうち3つの耐震型の水槽が配置してあります。

最後に、消防応援協定ということですが、当本部の消防力を大きく超えた火災等の災害が発生した場合に備えまして、近隣の消防本部であります中濃消防本部、下呂市消防本部、高山市消防本部、福井県の大野市消防本部と応援協定を締結をしております。必要に応じて協力が得られる体制を整えております。また、これとは別に岐阜県広域消防相互応援協定を締結をしております、県内の21の消防本部から応援を受けることもできます。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございました。

糸魚川市は過去に二度、大規模な火災に見舞われたことがあり、住民の防火意識も高いとされています。八幡町におきましても大正8年の北町大火は現在に至っても防火意識向上のため市中行進

をしたりしながら皆さんに火の用心を訴えています。また、八幡の町、特に伝建地区においては軒下にバケツをかけております。何となく古い町並みにマッチして風物詩にもなっているようですが、これは女性防火クラブが何年か前に各家庭に配った初期消火のためのバケツですが、初期消火のみならず、あのバケツを見るたびに防火意識が高まってくるというのも一つの狙いだと思えます。

糸魚川市の火災は被害が広範囲に及んだものの死者が出なかったというのは、防災行政無線や地域住民による声かけが早期避難につながったとも言われています。市においても防災無線は十分に機能するのか。また、日ごろのおつき合いの中での共助の体制はどうなっているのか。ソフト面、ハード面、両面でいま一度確認する必要があると思えますが、このことについて簡単にお答えいただきたいと思えます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 防災行政無線につきましては、災害の発生による停電時におきましても情報伝達ができる手段として、ちょうど現在、全市的に整備を進めております。停電時には屋外拡声子局、各家庭の戸別受信機とも電池により電源が確保されて、緊急情報の伝達ができるというふうに改善をしていくものでございます。

火災発生時には、原則として発生箇所の属する旧町村の単位ですけれども、個々で屋外拡声子局とそれから戸別受信機、八幡地域の一部では音告を使っておるところもありますけれども、それを双方から発生や鎮火の情報を放送しております。このように災害発生時でも防災行政無線が的確に機能するように運用を図っていると同時に、平素からの保守管理もしっかり行っているところであります。

市民の皆さんにおかれましても、糸魚川の例にありますように近隣の家庭の皆さんへの声かけができるようにというふうに思うわけでありましてけれども、まさに八幡市街地は今御指摘ありましたように北町大火の教訓から、消防団八幡方面隊を中心として女性防火クラブ、自治会、地区会等の取り組みの中で非常に防火意識の高い、高揚のそうした意識を持って御努力いただいているということですので、なお一層そういう気持ちをこれからも高めていただいて、そうした自主防災力というものを高めていけたらいいなというふうにして取り組んでいきたいと思えます。

また、既に何度もお話出ておりますけれども、災害時の避難行動要支援者に対しましても地区一体となって皆さんでサポートできる体制につきましてもお願いをし、また取り組んでいるものでございます。

また、ソフト面ですけれども、重要伝統的建造物群のこの保存地域におきましては、平成25年、26年、2カ年かけて防災計画策定委員会、それからワークショップを開催して、この伝建地区の防

災計画を特に策定をしております。それから、伝建地区を除いた市街地におきましても、平成26年度に策定委員会を開催をしてこの防災対策の基本計画を策定しております。27から29年度にかけても、地区ごとに防災まちづくりワークショップを開催して、特に火災対策のマニュアルをしっかりと策定して運用したいというふうに思っております。

なお、ハード面では、先ほど消防長も申し上げましたけれども、ちょうど現在、八幡公民館前と職員第4駐車場——愛宕のちょうどすぐこの下のところですけども——で耐震性貯水槽の設置を今進めておりますし、平成29年度には日吉駐車場にもこうした水槽の水利、水利の確保ということで進めていくこととしておりますので、ハード、ソフト両面から火災対策をしっかりと講じていきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。

春になり、風も強くなりますし、防火には一層気をつけて、火災を出さないということが大切ですので、毎日がやっぱり防火意識を持って進まなければいけないと、そういうことを思ひました。

欲が深いので4つ質問を用意したんですけども、時間が来ましたので、あとの1点はまた次回にやらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長(渡辺友三君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

◇ 古川文雄君

○議長(渡辺友三君) 引き続きまして、11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 失礼をいたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は3点について質問させていただきます。御答弁のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

1点目でございますが、若者定住に向けた三世代同居補助金要綱等の実施施策の充実についてでございます。

平成28年度から三世代同居支援住宅補助金事業がスタートしましたが、郡上市の対象者の要綱では、市内に転入し、1年を経過しない方が該当となっておりますが、28年度の市の補助金の活用状況はいかがでしょうか。

今までは二世帯とか三世帯で同居というスタイルが主流でありましたが、近年、市内、特に美並地域の親子二世帯、三世帯の家庭では若夫婦が母屋とは別に徒歩で行き来ができる程度の距離、同一敷地内において別棟をつくって住む、同居でもない二世帯でもない、いわゆる近居という新しいスタイル、ライフスタイルが増加してきております。

本巢市におきましては、三世代同居・近居住宅支援補助金事業として、親子三世代の同居・近居者に対して住宅の取得、改修の際、費用に対して10分の1に相当する金額で50万円を限度として支給されております。さらに、本巢市では補助対象者と生計を同一にする18歳未満の者1人につきまして10万円の市の商品券が加算されて支給されておるところでございます。

飛騨市におきましても、同一敷地内か隣接敷地内に2棟以上の建物に同居していることを条件として補助金が支給されております。

郡上市の補助金要綱は、市外からの転入1年目の方を対象としていることから対象者も少ないことと、市内在住の方の子どもが近場に新居を建てた場合でも補助対象とならないなど、補助金は移住政策が主な目的とはいえ、そうした現状とかけ離れていると思います。もっと市の若い世代の住居の現状をよく把握した上で、市の若者定住の促進、少子・高齢化、人口増加を踏まえた対策として、早い機会に本巢市のように市の現実と照らし合わせた三世代同居・近居住宅支援事業への新たな取り組み、若者定住のための施策、補助要綱の見直しが必要と思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、昨年の高鷲地域での議会報告会の際に、三世代同居の要望、意見としまして、同一敷地内に別棟をつくって住む方が多くなっており支援を望む意見も出されておりますので、ぜひとも早い機会に市の交付要綱の見直しを行っていただきまして、特に近居に対しましての対象拡大を含めた幅広い支援充実が望まれますが、いかがでしょうか。1点目の御答弁をお願いします。

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 三世代同居支援住宅補助金事業に対する御質問で、2点あったかと思えます。1点は28年度の活用の状況、それから2点目につきましては補助事業の見直しと拡充ということやったと思えます。

私のほうからは、28年度の実績状況について説明をさせていただきたいと思えます。

議員御指摘のとおり、この三世代同居支援住宅補助事業につきましては、Iターン者とそれから三世代同居の促進のために、郡上に帰ろう！応援事業の中で補助金交付を設けた補助金交付事業でございます。条件につきましては、市内に転入し1年を経過しない方が新たに市内で三世代同居を始める方が対象となっております、金額等につきましては住宅の取得については50万、増改築・リフォームにつきましては30万円、補助率は2分の1というところで補助金を交付するというところになっております。

28年度の予算につきましては、取得が5件、増改築・リフォームが5件、10件の予算を計上しております、そのところにつきましてはの現在までの実績につきましては、取得が2件、増改築・リフォームが3件、合計で5件の実績がございます。その内訳としましては、愛知県から2件、埼玉県から1件、岐阜県内からの2件ということになっております。人数につきましては、5世帯16

人が転居、移住されておるといふ、I・Uターンされておるといふことでございます。そのうち15歳以下の子どもさんは7人入ってきたと、こういう状況でございます。

なお、5世帯のうち、この3世帯は同一家屋に同居ということになしに、同一敷地内での居住ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この事業でございますけど、市民への周知等を図りながら、三世帯同居をこれからも推進していきたくと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、28年度の実績については以上でございます。

○議長（渡辺友三君） もう一点あるやろ。

○市長公室長（三島哲也君） 拡充につきましては、市長のほうから、済みません。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、室長が説明をいたしましたように、郡上市のこの三世帯同居は、一旦郡上市から離れた若い人たちを郡上市へ呼び戻して、そしてあわせて三世帯同居をしていただくことを支援していこうという趣旨のものでございます。そういうことでありますので、先ほど説明しましたように郡上市へUターンをしてきて1年以内という条件を付加しております。

ただ、お話がございましたようにこれを同居というか近居というかという問題は、その定義の仕方でありますけれども、郡上市においても必ずしも同一家屋の同じ屋根の下で暮らすということまでは求めていないと。連続した敷地の中に別棟をおつくりになる場合も同居という範囲の中へ含めて助成をしているということとはございます。

ただ、問題として、新たに郡上市内へ転入をしてきた、戻ってきたという要件をつけている。このことが、例えば同じ郡上市内で別々に暮らして、そして三世帯同居しようという方については支援の手が従来から及んでいない。これは同じ郡上市内の中で動かされても郡上市の人口の統計としてはふえないというちょっと了見の狭いことかもしれませんが、もともと政策の狙いが違っていたので、そういうふうな要件を付加しておりますが、ここ二、三日議論をしておりますように、いろいろ介護の問題、あるいは場合によればおじいちゃん、おばあちゃんの育児の支援といった意味からも意味があることかとも思ひますので、今抱えている施策について、そうした1年以内に転入をしてきたという要件についてこれを外すかどうかということについては、新年度、この施策の状況等も見ながら検討していきたいというふうに思ひます。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御配慮ある御答弁いただきまして、ありがとうございました。

この補助金の交付要綱の実績が5件というふうに今報告をいただきましたが、高齢化が進行する中で三世同居、また市長さんが以前から申されておりますスプが冷めない距離における三世同居は親子のきずなの面でも大変重要なことだろうと思っております。近居の住宅施策補助要綱を早期に見直ししていただきたいということですが、新年度検討するというございますので、早期にこの見直しをお願いしたいことと、移住者のみでなくて現在の同居者はもちろんでございしますが、あわせて市内、市外のアパート等に住んでみえる郡上の若い方々が三世同居のために市内で住宅を新築、増築する場合においても補助を行うなど、対象者の拡大を行っていただければいかがでしょうか。市長さんの御見解をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま申し上げましたように、そうした新たな観点、同じ市内におられてもそういう同居されるという場合はまた別の観点から見ますと意味があるということだと思っておりますので、前向きに検討をいたします。

ただ、この近居というその定義ですが、なかなか難しく、本巣市の場合は親御さんというかそのおうちがあるところから2キロ以内ということですし、あるいは輪之内町は、輪之内町という町ですからあれですが同一町内と、それでも近居ということではありますが、その辺をどの程度に郡上市の場合は考えるかと。スプのさめない距離は果たしてどれくらいであるのか。というのは、自動車に乗っていても2キロぐらいでもやっぱり近居と考えるのか、あるいは徒歩ぐらいで考えるのか、その辺はまた郡上市としてのやはり近居というものについての考え方はよく詰めてみたいというふうに思います。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 御配慮ある御答弁ありがとうございました。

若者定住、少子・高齢化対策におきまして、早期に要綱を見直していただいて充実させるためにも、市内外の若い方々の新築、増改築につきましても対象者の拡大の御配慮をいただきますようお願い申し上げます、1問目の質問を終わります。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、2点目の郡上偕楽園の設置に向けた検討状況と具体的な計画内容についてはでございます。

昭和55年に建設されました偕楽園は36年が経過しておりまして、47年の耐用年数には至っていないものの、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。現施設は、長良川の大洪水によりまして過去3回にわたり避難実績があり、災害のリスクが高い状況にあると思っております。

昨年の6月から偕楽園の検討会議が開催されまして、昨年末に検討会議の報告書をいただいておりますが、合併特例債の活用期限も平成30年までと迫っておりますことと、29年度予算にはこの関

連は計上がございませんでしたが、有利な合併特例債の活用につきましてはどのようにお考えでしょうか。

また、現在の施設について待機老人の方は市内、偕楽園ではどの程度おられるでしょうか。検討会議の報告と現在の待機老人の状況を踏まえて、今後、施設の検討に向けまして、現在の検討状況、具体的な内容、規模などをどのようにお考えでしょうか。

新たな施設の設置場所については、検討会議の提言にもあるように市内の公共施設の活用も視野に入れながら、広い郡上市の現状を踏まえ、市民の皆さんに理解され、喜んでもらえる高齢者生活支援のモデルとなる介護サービス施設の設置が望まれております。市長さんは、設置場所や整備内容はどのように考えておられるでしょうか。また、今後の施設の設置、整備のスケジュールについてはどのように進めていかれるのでしょうか。2点目、答弁よろしく願い申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 郡上偕楽園に関する御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず私のほうからは、郡上偕楽園の現状、そして今年度設置をいたしました将来構想検討会議の取り組みの経緯についてお答えをさせていただきたいと思っております。

郡上偕楽園でございますけれども、昭和55年建設の本館、そして平成7年建設の新館におきまして、養護老人ホームの定員、こちらは本館になりますけれども50人の定員。そして、特別養護老人ホームの入所定員につきましては本館が50人、それから新館が30人の80人の定員。そして、ショートステイ、いわゆる短期の入所につきましては本館のほうで12人、そして新館のほうで8人、合わせて20人の受け入れを行っているところでございます。

このうち養護老人ホームにつきましては、平成22年までは満床の状況が続いておりましたけれども、入所者の高齢化によります介護認定者、こんなところの影響もございまして現在の入所者数は28人となっております。入所者の平均年齢は83.8歳、自立した生活ができる方につきましては10人、半数以上の18人の方につきましては要支援または要介護認定を受けておみえであります。

特別養護老人ホームでございますが、法改正もございまして現在原則として要介護度3以上の方に入居いただくという施設になっておりますけれども、現在入所しておみえになる方の平均年齢でありますけれども88.2歳、現在の利用率につきましては95.9%。ショートステイ、いわゆる短期入所の利用率につきましては88.4%ということで、年間を通じてほぼ満床状況にあるというところでございます。

そして、御質問にございました特別養護老人ホーム、市内に4施設ございますけれども、その待機者でございますが、昨日、森議員からの御質問でもお答えをさせていただきましたが、平成28年、

昨年6月時点での調査におきまして156人、他施設の重複申し込みも含めた郡上偕楽園の申込者は66人というところになっております。このうち特養以外の施設に入所してみえる方であったり、とりあえず入所を希望してみえるというところの方を除いた、いわゆる早期に入所したいという希望者につきましては約60人というところで把握をしているところでございます。

次に、将来構想検討会議の報告をいただいておりますけれども、この報告によりますと、施設整備に当たり合併特例債の活用が有利であることは理解できるものの、用地の確保であるとか多額の財政負担を伴うことから一定の期間をかけて慎重に検討すべきであること。そして、郡上市の将来を見据えた望ましい福祉施設整備が望ましいというような御意見をいただいております。

具体策としまして、提言になりますけれども、既に実施をいただいております郡上偕楽園一帯のしゅんせつに引き続いて、下流になります和合橋下流など入所者の安全・安心を確保するため、そういったような取り組みをぜひとも県のほうへ働きかけを行っていただきたいということであったり、偕楽園の移転を前提とした再整備を郡上市の主要施策に盛り込んでいただき、同園の施設機能である養護老人ホーム、そして特別養護老人ホームのあり方を継続して検討をいただくとともに、国が提唱しております多世代交流、多面的機能を備えた施設整備を実現するために必要となる予算措置につきましては、財政面を考慮した市民合意を踏まえながら進められたい、こういった提言を報告の中でいただいております。

この報告を受けまして、市長を初めとする関係部局の長による政策会議等の中で協議を重ねてまいったところでございますけれども、施設整備に当たりましては養護老人ホーム、今定員が50人、この機能につきましては将来を見据えた施設規模と機能を検討させていただき、今後、地域に求められる役割に即した施設のあり方を考察する必要があること。そして、特別養護老人ホーム、定員今現在は80人ということになっておりますけれども、人口減少問題であるとか、要介護者の将来推計、こういったところを踏まえた市域における総合的な方針のもとで検討する必要があること。そして、要介護状態になっても住みなれた地域で住み続けることができるよう既に取り組みを進めさせていただいております地域包括ケアシステム、これとの関係等々も含めながら、求められる施設機能や規模について検討する必要があると、そういったところを考えております。

また、施設整備に係る財源として活用できる合併特例債でございますけれども、有利な起債ではあるものの、養護老人ホームの整備にはこの起債が充当できる場所でありまして、多額の費用を要する特別養護老人ホームにつきましては起債の対象にならないというような課題もございまして、今後における市の財政計画の見通しとあわせて慎重に検討すべき重要な課題であるということと捉えているところであります。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 検討状況につきましては、ただいま健康福祉部長が申し上げたとおりでございます。

今回の当初予算に何らかのアクションを起こしたいというふうに思って種々いろいろ検討いたしましたけれども、やはりなお関係者との協議、議会との御相談もしたいということで、あえて当初予算には何らかの予算措置をいたしませんでしたが、でき得れば新年度の早い時期に、上半期ぐらいには皆さんともいろいろ御相談をしてみたいというふうに思っております。

もともとのこの問題の発端が、200年に1回ぐらいの確率で川が場合によったら現在の堤防を越流するかもしれないというようなことからどうするかということであり、また、一旦そのようなリスクが予知された場合には、入所者の例えば大和中学校体育館への緊急避難というようなことで、中には大変、移っていただくのに御本人もそうですしスタッフも難儀をしなければならないというような問題もありまして、そうした問題を何とか解決をしたいと、こういう思いで検討いたしております。

ただ、説明をいたしましたように、現在、昭和55年の本館とそれから平成7年の新館という形で、これをただいま例えば直ちに高齢福祉施設ではないものに、あるいはこの用途を廃止をして高齢福祉施設でないものに転用するというような形になりますと、国への補助金の返還が両施設合わせて1億5,000万円ぐらいかかってまいるというようなこともございます。

そういうようなことで、例えば新館などについては何らかの形で使うということも考えられないかというようなことも含め、そして仮に一部を現在地で置いておくとするならば、そうした水害等のリスクにどう備えるかというような議論もしていかなければいけないと。

あるいは、今回の将来基本構想の中で皆様がお求めになっている非常に理想的な施設の多機能のもの、あるいはいろんな方々との交流とか、そのような理想的な施設のあり方というものを実践してどこに具体的にそれでは実現するのか、財源はどうするのかといったようなことについても、やはりもう少し検討させていただきたいと思っておりますし、ただいま申し上げましたように、でき得れば新年度の前半期ぐらいの間に一つの方向を出していきたいというふうに思っております。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。

現在、市内の待機者が、先ほど報告ありましたように156名という多くの方が待機中ということで大変深刻な状況にあると思います。早期に方向性を出していただきまして、できればせつかくの有利な合併特例債をぜひとも有効に活用いただきまして、この施設が将来の郡上市にとって生活支援サービスのモデルとなるよう、早期完成に向けて御尽力いただきたいと思っておりますし、先ほど市長さんから話ありましたように、できましたら早い機会の29年度の前半にでも方向性を出していただ

いて、早い機会に方向性を出していただきたいと思いますが、市長さんの思いとしましては、そういう検討事項がいっぱいありますけれども、現在のところではどんなスケジュールで、完成はいつごろを目指しておられるでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 新年度の前半期にでき得れば方向を出していきたいと申し上げたとおりでございます。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） ありがとうございます。

いずれにしても早期完成に向けまして御尽力をいただきますようお願いを申し上げまして、2点目の質問を終わります。

3点目の質問でございますけれども、長良川木材事業協同組合の出材状況と今後の出材見込み、木材搬出のための道路網の整備計画についてでございます。

長良川木材事業協同組合が平成27年9月から本格稼働をされておりますが、年度別の樹種別の木材の出材状況と今後の木材の受け入れ見込みはどのように見込まれますでしょうか。

また、長良川木材への木材搬出に係る主な林業者はどの程度おられ、木材搬出状況と経済面の効果はどのような状況にあるでしょうか。

総括的には、長良川木材稼働によって現時点で郡上の林業に対しどのような成果が評価できるでしょうか。

また、林業者は山林からの木材の出材の際に経費が大変かかってしまい、現在の木材の購入単価では採算がとれずに厳しい状況にあるというふうに聞いておるところでございます。郡上の杉は長良杉としてのブランド杉で優良な杉材でありまして、その点を加味した単価アップが求められておりますが、木材単価の決定はどのような仕組みで決定され、今後、要望に対してどのように対処されていくのでしょうか。

あわせて生産目標数量、目標が10万立米というふうに聞いておりますが、木材加工に向けて最初は出材しやすい場所から行われていると思いますが、今後、さらに出材場所が条件の悪い奥地に入らなければならないと思われまますので、目標数量に伴う木材搬出とあわせて山の管理も重要であると思えます。木材の搬出のみの作業道と今後の山の管理を含めた作業道、林道等の道路網整備計画と補助制度の充実、方向性はどのようにお考えでしょうか。3点目、よろしく願い申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、11番議員 古川文雄議員の御質問にお答えいたします。

長良川木材事業協同組合でございますが、平成27年9月から本格稼働しております。年度ごとの樹種別の木材取扱量と将来計画につきましては、まず長良川木材事業協同組合にお聞きしますと、平成27年度でございますが、28年3月までのおおむね半年間でございますが、木材の取扱量ですが2万8,136立米で、樹種別では杉が全体の97%、カラマツが3%の割合となっております。平成28年度、今年度でございますが、昨年4月からことしの2月までの11カ月間でございますが4万5,531立米が納材されておまして、樹種ですが杉材が全体の95%を占めまして、次いでヒノキが3%、カラマツが2%という割合となっております。このように製材される樹種はほとんどが現在は杉材というふうになっております。

なお、製材工場への納材ですが、市外からは岐阜県森林組合連合会、通称県森連と言われておりますが、その組合から約6割が入ってきますし、郡上森林組合など市のほうの市内の事業体が約4割というふうな比率になっております。

製材工場の建設時の当初計画では、平成28年度4万立米、29年度に5万4,000立米、そして建設から5年がたった平成31年度には10万立米の製材目標を立てておられました。28年度ですが、既にこの目標を超えた木材が製材されておるといふような状況になっております。そして、来年度、29年度におきましては、杉が6万立米、ヒノキが3,000立米ということで6万3,000立米の新たな製材目標を掲げられておられます。

続きまして、長良川木材事業協同組合へ納材されておられる林業者と、あと林業の経済的効果ということでございますが、納材されている方ですが、市内の業者は郡上森林組合を初め個人業者も含めまして、ことしの1月までに約25の事業体から納材がされておるといふふうに伺っております。市内に大きな製材工場ができたという効果につきましては、一つは運搬経費が市外に材を持っていくより安く抑えられるということで事業者の負担が軽減されたということが言えますし、木材需要が増加いたしまして、間伐、主伐を初め再生林などの森林整備の仕事量が増加して、郡上市の林業全体が活性化されたということが考えられます。

ちなみに郡上市内における木材の総生産量ですが、平成26年度7万立米ございましたが、それが平成27年度には8万7,000立米と1.24倍となっております。そして、28年度ですが、見込みですが10万立米までに増加するのではないかということを思っております。

また、搬出間伐の面積で申し上げますと、平成26年度は575ヘクタールでしたが、27年度808ヘクタール、そして28年度ですが1,000ヘクタールまで、2倍近くまで搬出間伐の面積が伸びるんじゃないかというふうなことを見込んでおります。

効果ですが、またこのほかに雇用の面といたしまして長良川木材事業協同組合の総従業員40名のうち、市内採用が27名で、市内の高校生も平成27年度と28年度においてそれぞれ6名ずつが新規採用されておりますし、この4月も新卒高校生が4名採用されるということを聞いております。この

ように雇用機会の創出という面におきましても、郡上市にとって大きな効果をもたらされているのではないかというふうに思っております。

続きまして、買い取り価格の向上に向けた取り組みですが、同組合の木材買い取り価格の決定方法ですが、長良川木材事業協同組合と郡上森林組合、そして県森連の三者で1年に4回、四半期ごとに原木需給調整会議というものを開いております、県内の関、恵那、高山の3市場の価格を参考に決定しております。長良川木材事業協同組合が製材する材ですが、一般的には並材でありまして、他の市場における平均価格と比較いたしますと、並材では販売先としては長良川木材事業協同組合が一番有利に買い取っていただいております。

一方、無節で色つやがよくて、木目がよいといった優良材、長良杉等でございますが、そういったものでありましても、この製材工場では並材扱いとなりますので価格が特に高いというわけではございません。これにつきましては、納入される原木が自動化した生産ラインで処理されるということで、そういった部分では高く買い取りはなされとらんということでございます。

そういったことに対しまして、郡上森林組合では少しでもそういった森林所有者に販売代金を還元できるように、郡上木材センター、美並町にありますそういった市場で市売りすることによりまして有利販売を行って代金を所有者に還元するように取り扱ったような状況でございます。

長良川木材事業協同組合の原木需給調整会議には、オブザーバーといたしまして、郡上市、そして岐阜県からも職員が同席することとなっておりますので、今後少しでも郡上市産材が有利な価格で買い取っていただけるように要望していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、最後の林道、作業道の整備の方向性でございますが、林道整備につきましては長良川地域森林計画、そして郡上市森林整備計画に基づいて事業を実施しております。計画では、木材生産林における森林整備及び木材搬出を目的として、主に人工林の多い箇所を優先して整備していくこととしております。

作業道のほうですが、林業事業体が策定します林業経営計画を市が認定いたしまして、効率的な森林施業が行えるように林道を幹線として、そこから枝線としての作業路を事業体が開設していただいております。

林道も作業道とも公共事業等の国県の補助金により整備しておりますが、特に作業道につきましては市単独事業のほうで造林推進事業の中に作業路開設というふうな項目を設けまして、国が80%の補助をしておるのを市が15%上乗せしまして95%まで事業費を補助しとるというような状況でございます。これにつきましては、29年度予算で2,202万8,000円を計上しております。

また、平成28年度からは木材を搬出するための路線の補修につきましても、1カ所、補修費の2分の1、上限30万という市単独事業を創設して支援しております。これにつきましても新年度におきまして10カ所で300万ほどの予算を計上しました。

こういった状況で支援をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして答弁いただきまして、ありがとうございました。

郡上の林業は大変重要な産業でありますので、今後、林業技術者、後継者の確保に向けて御尽力をお願いを申し上げますことと、木材の伐採量が今後増大することを踏まえまして、将来に向けまして郡上市の森林整備計画の早期見直しも必要と思われまますので、早い機会に見直しをいただくことをお願い申し上げます、3点目の質問を終わります。

以上、3点につきまして細部につきまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。これもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで、本日の予定は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

(午後 3時49分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員

